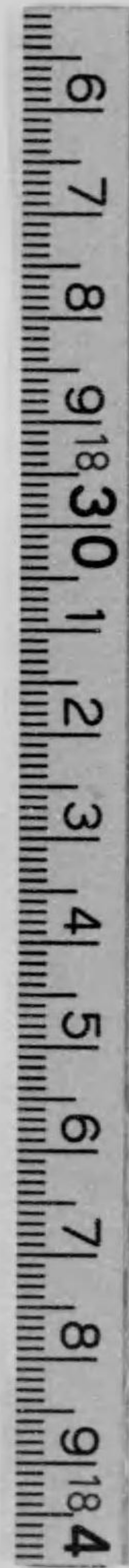


14.5

126

史蹟名勝天然紀念物調查報告 第三輯

大分縣史蹟名勝天然紀念物調查會編



始



14
12

大正十三年十二月

史蹟名勝天然紀念物調查報告

第三輯

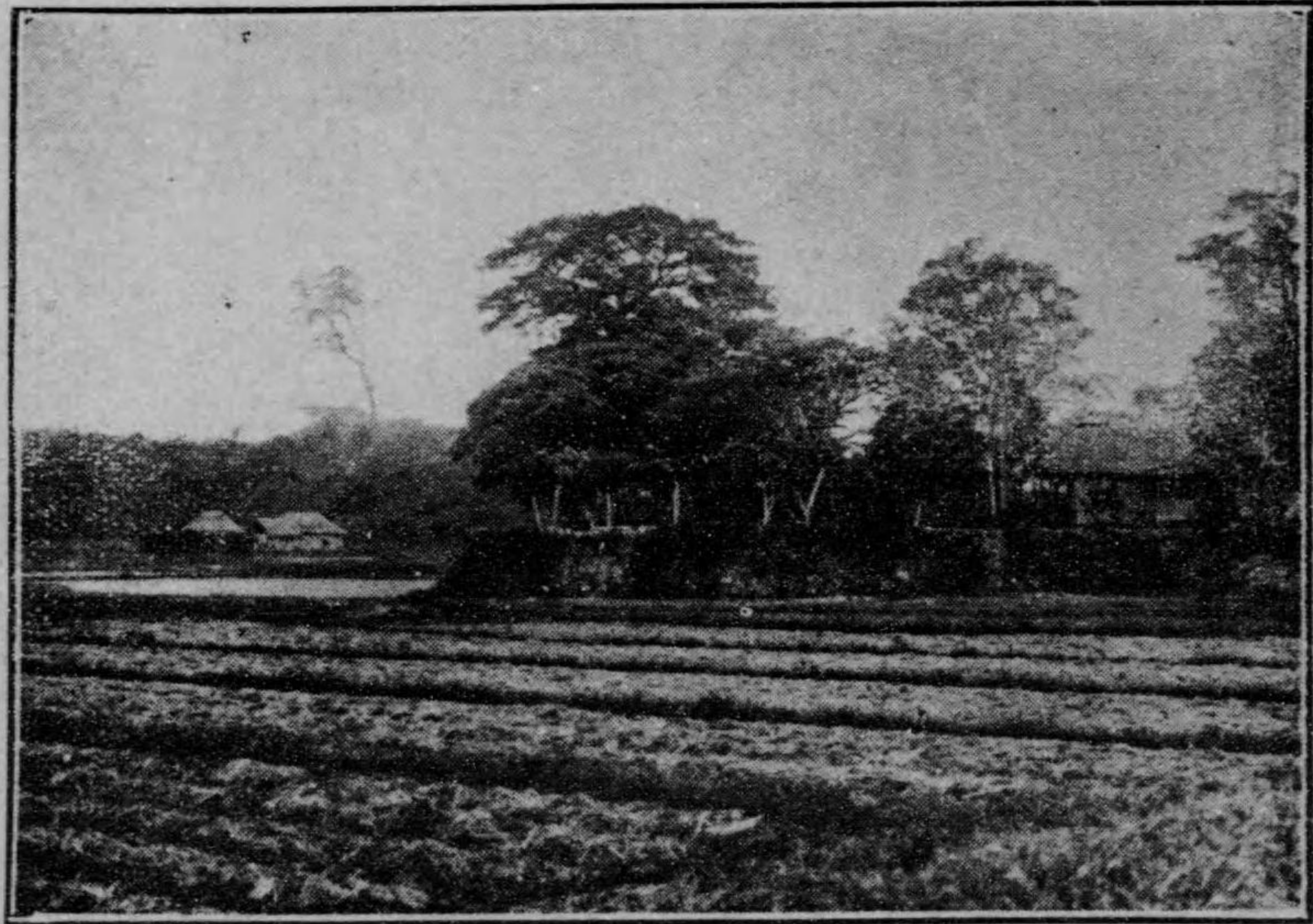
大分縣史蹟名勝天然紀念物調查會

145-126

目次
○史蹟ノ部

一、杵築城址	委員 久多羅木儀一郎	一
二、府内城址	委員 久多羅木儀一郎	一五
三、佐伯城址	委員 佐藤藏太郎	三九
四、榑牟禮城址	委員 佐藤藏太郎	三九
五、普光寺石佛	委員 本庄	三九
六、三重郷史蹟	委員 本庄	三九
イ、大塚の古墳	委員 前田多三	一四
ロ、赤嶺の古墳		
ハ、重政原の古墳		
ニ、纏塚の古墳		
ホ、赤嶺の古塔		
ヘ、道々上の古塔		

正印
145 3 内交



杵 築 城 址

七、直入、玖珠、日田三郡の史蹟……………委員 日名子 太郎……………七三

○名勝ノ部

一、直入、玖珠、日田の名勝……………委員 日名子 太郎……………七八

○天然紀念物ノ部

一、みやまきりしま…其ノ一……………委員 山 本 義 光……………八一

二、みやまきりしま…其ノ二……………委員 山 本 義 光……………八七

三、こけもも……………委員 山 本 義 光……………九三

以上……………

杵築城址





宇城山

○ 杵 築 城 址

- 一、所在地 速見郡杵築町大字杵築宇城山及宇本丸
- 二、地 目 畑、山林、神地、堂地等
- 三、地 積 一三、六八六坪
- 四、所有者 宇城山は一部は杵築町有、一部は民有にて岐部國彦外數名の所有
宇本丸の地は官有
- 五、現 状 杵築城址は國東鐵道杵築町驛の東南一二町の所にある。今杵築公園と稱せられて居る宇城山の地と、杵築神

社、杵築高等女學校のある字本丸の地一帯がそれである。
 五 本丸の地は廢藩前まで杵築城と稱せられて居た所て今も俗に城内と呼ばれて居る。こゝにはもと藩侯の居館があつて、其の庭前の泉水は近江八景を象つて造られたと傳へられ、今も女學校の校庭の北端に存して居る。この國池の東方には稻荷社、北方には觀音堂がある。共に舊藩當時よりあつたもので、殊に稻荷社は舊城の東北隅に位して鎮守社であつた。觀音堂の背後には二岩山（城址圖参照）と呼ばるゝ小山がある。寫眞の右方に見ゆるのがそれて、山の西方に杵築神社の社殿がある。又國池の西南方杵築神社の神域に接する境に愛宕山（城址圖参照）といふ小山がある。

三
 女學校の南側は舊城時代の櫻馬場に當り、それに沿ふて往時あつた濠は今大部分は畑になつて居る。濠を隔て、南方に見ゆる臺地は即ち字城山の地で、初期の杵築城たる臺山城の址である。臺地はそれより東方に向つて延び、寫眞の左方に遠く望まれる臺地が其の東端である。こゝは廢城後久しく荒墟となつて居たが、其の東半町有に屬する部分は、去る大正九年より杵築公園となして多少の手入が施され、今夏も町の在郷軍人会や青年團の手で復た修理を加ふる所があつた。城址の西半部は民有地で畑や果樹園となつて居る。臺山城の遺跡として今日こゝに存して居るものは、天主閣のあつたと傳へらるゝ臺址及び空井戸、空堀、鎮守社等の址である。天主閣址と稱せらるゝ高阜に立ちて展望すれば、前面は煙波浩盪、遙かに佐賀關製鍊所の大煙突を望み右には八坂川、左には高山川の朝宗するあり、左顧右盼宛然横披の大活畫を見るが如くにして、風

光實に明媚である。而も眼を轉じて願望すれば、茫々たる草茨の間に、潮風に吹き折られて枝の少い二三の老松が亭々として高く聳え、風物轉た蕭條たるものがある。
 以上の外臺山城の遺跡として傳へらるゝものに俗に「抜け道」といはれて居るものがある。城山の地下を南北に横貫して居ると稱せられ、其の南の口はもと專賣局出張所のあつた裏手に存し、北の口は女學校の裏手に西向きに存して居る。然し之に關する傳説等は全く無く、且つ果して南北兩口は相通じて居るかも明かでない。又いまだ永村醫院の北手より西に向つては、杵築城時代の城濠舊時のまゝに存し、大手門の石垣も此の附近に残つて居る。

杵築城 春 望 三浦 梅園
 梵樓 仙關 水雲 間 幾載 吟 節 此 往 還
 羞 以 衰 容 對 春 色 烟 花 畫 出 若 眉 山

六、由來傳説等

1、築城
 臺山城の築城に就ては、豊城世譜（天保五年十一月是永知郷編輯）乾の卷、勝山城歴代中に下の如くに見えて居る。「明德三年壬申木付氏四世頼直の時、其の居城竹尾城（城址今北杵築村の鴨川にある）郭狹迫に依て、要害堅固の勝地を撰み、木付臺山に城を築く。田原直貞繩張、此時鬼門降伏の祈禱足曳山兩子寺

大般若轉讀、聖明德四年癸酉正月十一日臺山城經營、應永元年九月成就、同十一日移徙す。而して以上の記事は迎稱寺舊記に依て判明せし趣と附言してあな。即ち築城工事に一年九ヶ月を要して、今より丁度五百三十年前に竣工したものである。其の要害に就ては、杵築史考（大正十年十一月前田光利氏編）に「其形牧牛の臥したるに似たるより臥牛城ともいふ。往古は海水四方を繞り、斷崖絶壁四邊を擁し、即ち穿たざる濠池あり、疊まざる石壁あり、經營人力を省き、天工其用を盡せり。西方舟を賃すれば陸地に通じ、守るに易く攻むるに難く、實に天險の利を應用したる金城湯池の要城なりき。」と記されて居る。臥牛城の名は當城の外、直入郡の岡城も東國東郡の富來城も亦これを別名とする所であるが、臺山城はこの外木付の地名によりて木付城と記され、又城雉が錦江の稱ある八坂川に臨むに因りて金口城とも呼ばれ、別に勝山城の稱もある。

かくて築城後二百三年を経たる慶長元年に至り、杉原長房の此處に封ぜらるゝや、居城山上にありて思異に苦しむにより、城を臺山城の北麓に移すに至つた。（豊城世譜、豊後遺事、杵築史考等に由る）蓋しこの時天守櫓は元の如しとある所から見ると、全然城地を改めた譯ではなくて、單に城主の居館を山上より北麓に移したに過ぎないであらう。然しながら爾後の城主たる細川氏、小笠原氏、松平氏皆之れに倣つて居館を北麓に定め、漸次修補し擴張し來つて、終に臺山城より杵築城へ、即ち時代の推移に伴ひ、山城より平城へと異動するやうになつて其の動機をなすことになつた。従つて狭義に於ける後期の所謂杵築城なる

もの、經始は、今より三百二十八年前のことに屬する譯である。但し今の字本丸の地に平城を完成せしめたのは、正保二年（二三〇四）松平氏入封後のことと思はれる。爾後臺山城を單に城山と稱するやうになつたものと見え、今杵築町より南一里餘にある東村の浪崎神社（豊後國志に白嵩權現とあるもの）の如きは寛永中小笠原氏の頃までは此の山上に鎮座し、城山權現と稱せられて居たのである。

2、規模

杵築史考に引用して居る延享三年（二四〇六）四月九日藩主松平親純の時、幕府の巡檢使來臨の節藩より差出した覺書によれば、城域東西三町南北二町餘とあり、又其の後四十三年を隔つる寛政元年（二四四九）三月藩主松平親賢の時、同じく幕府の差檢使來向の砌提出したる覺書の中には左の通りにある。

- 一、外 曲 輪 五 口
- 一、城 門 八
- 一、城 中 井 數 十一
- 一、矢 間 三百八十二
- 一、城 惣 曲 輪 八百六間
- 一、水 堀 長百九十三間、幅九間

- 一、乾堀 長七十間、幅七間
- 一、城山廻惣間 四百四十一間

以上は臺山城を包括する杵築城の概況で、大体に於て別紙城址圖の説明とも見られる。この城址圖は製作の年代不明であるが、想必に此の年即ち寛政元年頃のものかと私は推定する。それは圖中に藩侯の別業たる樂壽亭が載つて居るが、此の亭は彼の三浦梅園が藩主の命を受けて亭の名を選したもので、其の時「樂壽亭記」と題する一篇の文が作られて居る。それが天明八年八月のことと恰も此の前年に當るから、是れ以前の製作とは認められぬからである。我々は此の繪圖と前記の覺書とによつて、徳川時代に於ける杵築城の規模を略々窺知することが出来る。然しながら初期の杵築城たる臺山城のみに關する規模に就てはよく知ることが出来ぬ。只その周囲が前掲寛政の覺書中に「城山廻惣間四百四十一間」と出て居ると、八坂村郷土史（工藤覺次氏編）に「木付城は四面海に臨み、干潮の時西方のみ北臺南臺の陸地に徒渉するを得。地形牛の臥したるに似たるより臥牛城の名あり。大手門は南方の中央に、搦手門は其反面北方の中央にあり。」と簡單に記してある位に過ぎない。又慶長元年杉原氏城を北麓に移した時、「天守櫓は元の如し」とある事や、延享三年四月九日の覺書中に「徳川氏海内一統し天下に令し一國一城の制を布く細川忠興天守櫓を破壊し」云々とあること等により臺山城に天守櫓があつたやうに見えるが、事實天守櫓なるものがあつたかは聊か疑問である。或はたゞ櫓といふものではなかつたかと思はれる。今臺山城址の面積八八六二坪ある。

3、城主

城主	年代	期間	租額	備考
木付氏	自應永元年九月 至文祿二年六月	二百年	三千五百貫	頼直より統直まで十四代間 大阪に在りて木付城兼帶支配す
前田玄以	自文祿四年 至同慶二年	三百年	三萬石 (或曰二萬石)	初字彌兵次、伯耆守と稱す
杉原長房	自慶長二年 至同慶二年	二百年	三萬石	
早川長敏	自慶長二年五月 至同慶四年五月	三百年	六萬石	忠興忠利二代間、城代松井康之、有吉立行
細川氏	自寛永九年二月 至寛永九年十月	三十三年	四萬石	一に忠短といふ壹岐守と稱す
小笠原忠知	自寛永九年七月 至正保二年七月	十四年	四萬石	英親より親貴まで十代間
松平氏	自正保二年七月 至明治四年七月	二百二十七年	三萬二千石	

細川氏の就封轉封年月は細川氏系譜便覽（細川侯爵家編纂）により、小笠原氏並に松平氏のそれ及び租額は寛政重修諸家譜による。前田杉原二氏の入轉封年月及び早川氏の就封如何に就ては異説がある、姑く前記に従つて置く。

4、城史

杵築城に關する事蹟としては、前後二回敵の攻圍を受け、而も常に寄手の軍を撃退して、勝山城の盛名を

博し、又其の名聲を奉墜せなかつた光輝ある戦史を、先づ擧げねばならぬ。其の初回の戦は木付氏十六代鎮直城主たりし時、薩州勢當城へ寄せ来た折のこととて、豊陽志に次の如くに出て居る。

(天正十四年十二月十四日大友義統府内より豊前龍王城へ向つたといふ後を承けて) 島津の長臣新納武藏守忠元多勢にて速見郡へ打入、在々所々を亂妨し、日出驛を討ち城主大神紀伊守鎮房を討亡し、又深江城主大神兵部少輔鎮勝を攻落し、夫より木付城に押寄て數日打圍み日々合戦あり。同十五年丁亥薩州勢年内より木付城を圍みけるに、二月廿二日に鎮直討て出て、新納忠元敗北し、府内へ歸る。因て薩州勢國東郡に入事不叶、是木付城堅固の故也。(是より木付城を勝山城と名つけしと迎稱寺記にあり) 因に勝山城の名は此の外豊前の小倉城、伊豫の松山城にも此の稱呼がある。

次回の戦は之より十三年後なる慶長五年庚子の役に關聯するもので、時の城主は細川忠興(本領は丹後田邊城)て、其の老臣松井佐渡守康之、有吉四郎右衛門立行の二人が城代として當城を成つて居た。(以下細川家記、黒田家譜、日本戦史、改正三河後風土記、黒田如水等による) 抑も忠興が杵築六萬石を徳川家康から賞賜せられたのは此の年二月で、四月に一旦入封した。當時天下の形勢は、家康方と石田三成方との分野漸く濃厚ならんとする情勢にあつたが、細川氏は言ふまでもなく家康方であつた。されば忠興は杵築城に在るの日、同じく家康方たる豊前中津城主黒田如水と會見し、一旦緩急の場合には互に援助すべきことを約した。それは左の書狀によつて知ることが出来る。

急度申候。石田治部輝元申談、色立候由、上方方内府へ追々御注進候。如此可_レ有_レ之とかねて申たる事に候。其外殘衆悉く一味同心之由に付、定前内府早速御上洛可_レ有_レ之候。然ば即時に可_レ爲_レ御勝手候。此狀參著次第、松井と市正、番子迄不_レ殘召連、丹後へ可_レ被_レ越候。自然之時は松倉をもすて、女子をつれ宮津へ被_レ越可_レ然様にすまざるべく候。頼入候。四郎右其外之者共之儀は、其國のへいを見合、可_レ成木付に居候而其上は如水居城にうつるべく候。如水と兼て申合せあさ候。此狀は丹後方ひめぢ邊江遣し、舟にて届候へと申付候。

一、内府は江戸を今日廿一御立候由、我等は昨日うつ宮まで越有_レ之事に候。さだめてひつくり返し上方へ御はたらきたるべくと存候。謹言。

七月廿一日
忠興
松井 殿
四郎 右 殿
市正 殿

これは是年七月廿一日即ち家康が會津へ向けて江戸發足の當日、下野宇都宮まで進軍して居た忠興から杵築城代に來たもので、當時豊後の十城中、家康方であつたのは獨り我が杵築城のみであつた。されば三成方たる豊後の出身者大谷吉繼は、書を松井康之に贈つて、味方に應ぜんことを勸めて來たが、康之は答へずして

此の由を中津の黒田如水肥後の加藤清正に報じた。是に於て如水は八月下旬頃封境の固めを檢閲すると稱して、漁舟に乗つて中津を發し、三成方に屬する富來城及び安岐城の形勢を偵察し、而して杵築城に來つて城代松井、有吉兩人に會し、其の防備如何を問はれた。兩人は大いに喜んで城内を案内したところ、如水は具さに戦備を指示し、且つ緩急赴援を約して辭去した。一方三成方にあつては、八月四日大阪に在りし臼杵城主太田一吉の子一成に命ずるに、杵築城を收むべきを以てした。一成乃ち臼杵に歸り、八月十三日（一に十五日とす）使を杵築に遣し、毛利輝元等の書を示して輸城を求めたが、康之は怒つて使を却けた。之に於て一成は其の父一吉と共に兵を發し、夜半船を深江に繋ぎ、明朝將に上陸して附近の舊城を占領し、以て杵築に迫らんとした。然るに康之はこれを偵知して急に舊城を毀つたので、太田軍は豫定の行動を果さずして退軍した。次で三成方にあつては、當時康之等の室が大阪に在つたを質として、更に書を贈つて誘降したが、康之は相變らず應ぜず、例の通り此の由を如水及び清正に報じた。依つて如水は砲三門を送り、清正は糧食彈藥を送つて杵築城の防備を助けた。

かくて九月に入りて、前豊後國主大友義統が三成方に黨して、我が郷國を一統せんと歸來するに及び、爰に大友兵の杵築城攻撃となつて來た。豊城世譜によれば、義統の豊後に歸らんとするや「木付城松井佐渡守有吉四郎左衛門聞て大に驚き、急々軍謀をなし、領地の民人頭たる者を木付城に入置て人質とす。而して九月八日義統の船は歸國の途次守江に泊り、吉弘嘉兵衛尉統運の船も亦こゝに來た。統運は「九日味爽舟主に問

て云、主人の船は何處にありや。答て曰、帆を揚げて速見郡濱脇の浦に向ふ。前年速見郡立石を切抜て軍利を得ることあり、今其例を追ふかと涙を流し、我已に主命に放さる、存命して益なしと自殺せんとす。時に家臣毛利清左衛門諫て、主人徒に死し玉はんより、木付城に戦死すべしとて、小勢にて木付城を攻む。城兵其の小勢にして城を破ること能はざるを察し、門戸を閉て防がず、清左衛門大に怒り、勇を奮ひ門を破らんとす。城兵屏壁に上り大石を投打。清左衛門の甲に當り傷み大なり。統運士卒に命じ、清左衛門を擔負し、再び守江に歸り、清左衛門は陸路に赴き、嘉兵衛尉は船より濱脇に進む。（中略）同日夜半吉弘速見郡坂本村に來り、大友の舊臣立石村に馳來り、主人に謁し多勢となる。（中略）扱も毛利清左衛門陸地を経て坂本の營に入る。義統坂本村に遊び温泉に入る。此時郡中の民人皆立石に來り、賀を述べ訴ていふ、郡中の人質皆木付城にあり、主恩を以て人質を再び舊里に歸さんことを願ふ。義統是を憐み、又木付を攻抜かんと欲し、宗像掃部助鎮繼を大將として、木部山城守、大神賢助、柴田小六、都甲兵部丞及び郡中士民を合せ、多勢（黒田家譜には都合共勢五六千人ばかりとあり）にて同十一日黄昏木付城に到り城を圍む。（豊陽志には海野天助に五百餘騎を差添て同十一日又木付の城を攻めしむとあり）松井有吉防戦す。大友勢進んで大手に至り、木戸逆茂木を破り、二の壘に攻入り、人質を取返し暫く休息す。」三河後風土記には之に就て下の如く出て居る。「義統ついに西國方に一決し（中略）さらば一日も早く木付に攻めかゝれとて、宗像都甲を兩大將とし、柴田小太郎といふ郷人、一揆を荷擔し、百姓町人を催し、九月十一日木付におしよせたり。木付には細川留

守居松井佐渡康之、有吉四郎右衛門立行、其外中川、井口、下津、坂本、杉坂、今井などいへる宗徒の剛士待受けて防戦す。大友方は城下を焼拂ひ、外廓をせめ破る。されども城兵嚴しく防戦し、大友方今井惣兵衛平村津介等を討取る。」

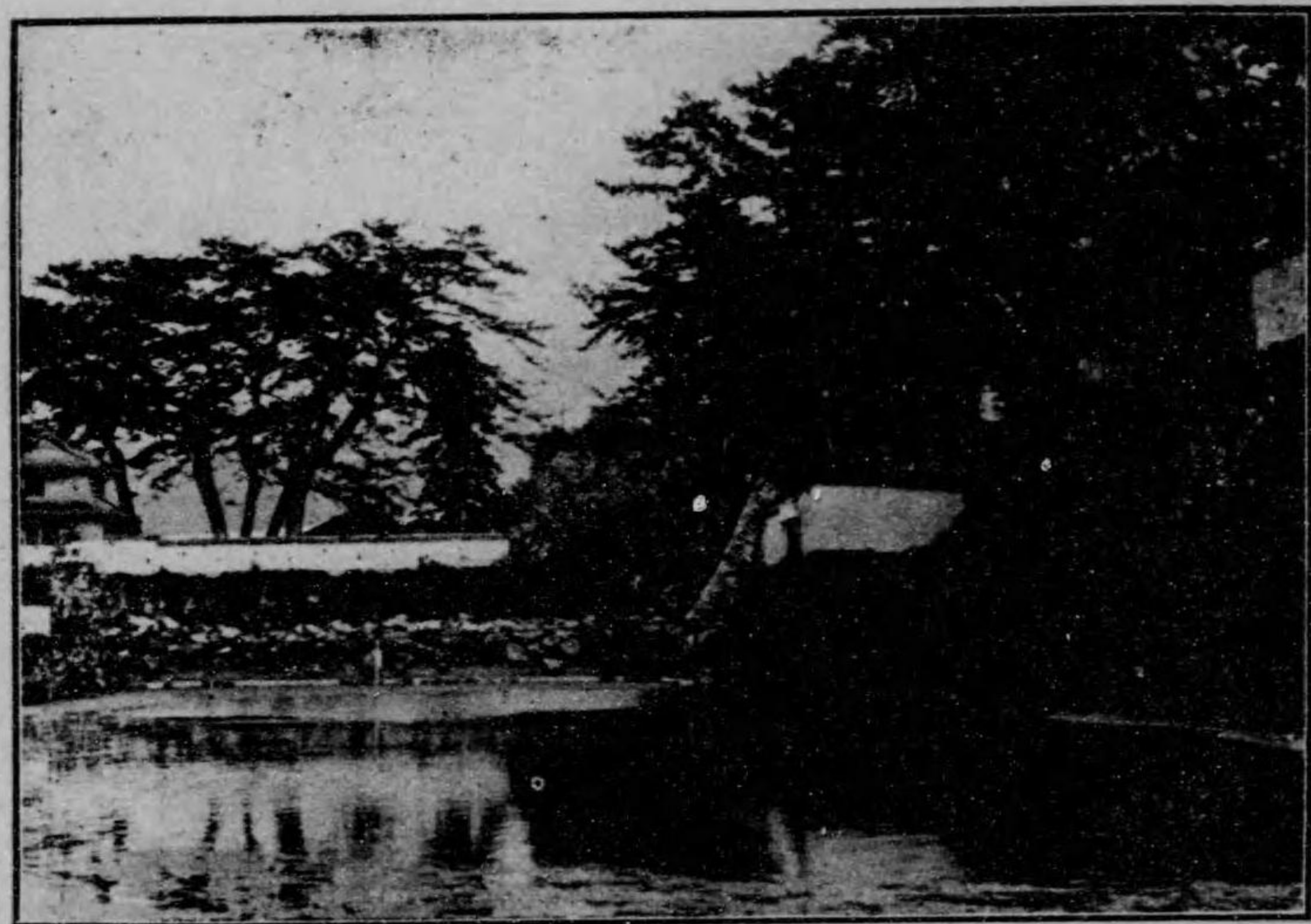
豊城世譜に又曰く「十二日黎明柴田小六高地に至り、甲を抜き城中の軍兵を監す。有吉四郎左衛門高樓に在て是を見、柴田を狙て大鐵砲を發す。其銃丸小六が頭に當りて忽に死す。一本義統より木付城攻しは海野天助五百餘騎を引ゐて城を圍む海野鐵砲に中つて死すと有

（三河後風土記には之を十一日のこと、し記して曰く「柴田小太郎高き所にて一揆原を下知して居たりしが、有吉四郎右衛門鐵砲を以て櫓上より二丁許りを隔て、打殺せば、大友勢散々になりて敗走す。」と）大友勢是にも届せず、又城を圍んで攻ること急なり。依て使を安岐に遣し、黒田に援兵を乞ふ。（黒田家譜には之に就て次の如く出て居る。「木付の城番長岡越中守の家臣松井佐渡、有吉四郎右衛門より如水へ飛脚を以て申越けるは、大友義統濱脇といふ浦へ罷着候處に、昔の家人國人等馳集り、俄に大勢になり、昨夜より當城を取巻致候。隨分城を堅固に持申候。御心得のため申上るの由、十日の夜赤根嶺へ告來る。如水聞て松井有吉が注進の様尤よし。敵を恐れて使を差越さば、加勢をこそ乞ふべきに、其事をいはざるは勇士の志也。木付の城を敵に攻落させてはいひがひなし。さらば後詰の兵を遣すべしとて、井上九郎衛門、久野次左衛門、野村市右衛門、後藤太郎助、時枝平太夫、母里與三兵衛、曾我部五右衛門、池田九郎兵衛、黒田安太夫等相へ、都合其勢三千餘人赤根嶺より引分て木付の後詰に遣さる。」）大友勢黒田の來り救を聞て甚だ恐れ、眞那

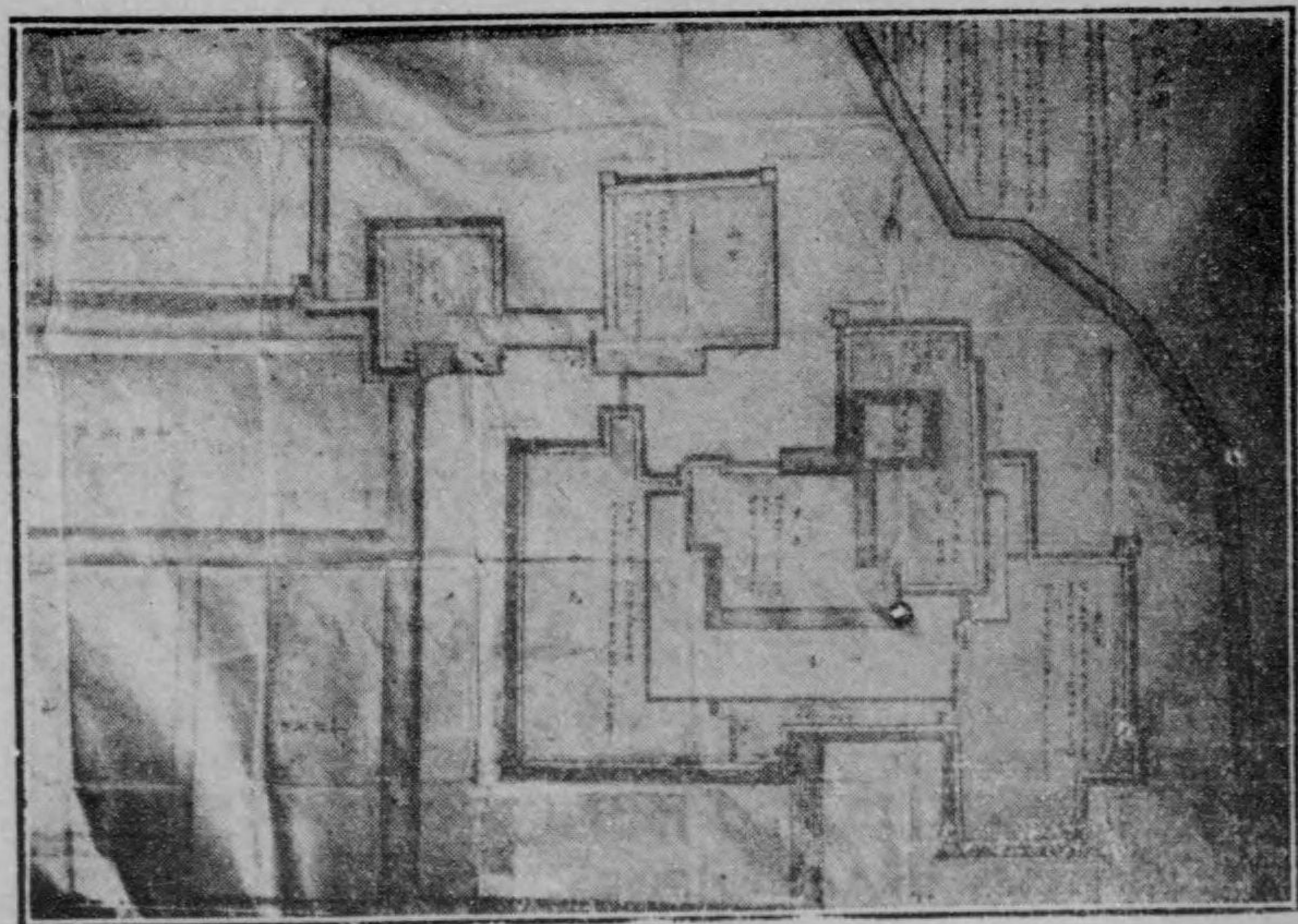
井より船に乗り、里屋に着、立石に歸りぬ。（三河後風土記によれば「木付城の援兵に向ひし黒田勢、九月十日暮時に着陣す。大友勢はかくと聞き、城を巻きほぐし立石へ引取れば、木付城代松井有吉は黒田勢の先鋒と成り、十三日早天より立石へ進發せり。」とある。）

以上の事實に就ては猶研究を要すべき點もあるが、大体に於て當時の戦況を想見することが出来る。而して黒田如水は九月十三日安岐城を棄て、石垣原に至り、十六日石垣原より引返して杵築城に入つて一宿し、十七日より再び安岐城の攻撃にかゝつたのであつた。松井有吉二氏は此の後も引續き木付城代であつたが、元和二年頃から後は長岡監物興長（細川忠興の子）が木付城代であつたやうである。かくて寛永九年十月細川氏肥後に轉封となるに及び、興長も木付城より八代城へ移つたといふ。

次の城主小笠原忠矩を経て、正保二年七月十四日忠知の甥に當る松平英親（忠知の兄重直の子）が國東郡高田城よりこゝに封ぜられ、七月廿八日松平氏の家老十市良通、用人中根正清、旗奉行塚本多宮、目付和田四郎左衛門、郡奉行大河内五太夫等は、小笠原氏の家臣多賀左近、能勢壯左衛門の兩人より城を受取つた。而して杵築城は松平氏の時代に於て大いに城廓が整つて來たのであるが、其の經過に就ては餘り記録したものが無い。只英親の孫重休の時「正徳元年十二月八日六間町より出火、御家屋並勘定所普請會所三ヶ所、町家千石藏の間不殘焼失、就右、勘定所二丸へ移す。右三ヶ所跡廣小路と成る、長さ六十間横四十五間、畝數八段餘。大手門千石藏の上有之處、下に御し中程に建之」（この翌年正徳二年八月十四日木付の文字を杵築と改



府內城背面



府內城地圖

古城址中最も舊觀をよく存して居る。今日見る所の城影は、第百十四代櫻町天皇の御代、將軍徳川八代吉宗の治世、府内藩主松平第四代近貞の時、寛保三年閏四月四日城廓全焼せし以後の築造にかゝるもので、其の竣工を告げしは何時頃であるか明かでないが、荷揚町玉置家に藏せらる、「東之御丸御圖面」によれば、全焼後五年の寛延元年御普請出来と記されてあるから、蓋し此の頃竣成せしものと見るべく、即ち今より約百七八十年前の建造に成るかと考へられる。尤も其の後明和六年と安政元年に於ける震災によつて、或る箇所によつては多少改造されて居る所もあるであらう。

城内の面積はもと五千八百四十七坪（一町九段四畝二十七步）であつたが、大正八年十月現廳舎を新築するに當り内濠を埋立てたので、今は六千二百七十二坪となつて居る。城域の四周は、東側は大部分石壁だけが残つて居るに過ぎないが、南側より西側にかけての一帶並に北側の一部には、白堊の城壁が電光形に屈曲して繞り、其の間に城門を始として、三四ヶ所に二層或は單層の櫓が介立し、亭々たる翠松と相映じて頗る景觀の美を呈して居る。而して是等の門樓牆壁等の瓦葺には、皆松平氏の家紋たる「丸に釘貫」の紋章が入つて居る。城門は南側の中央にあつて、櫓多門の形式を有し、今は縣廳の正門となつて居る。この門を入つて右折し東に向つて進めば、右手の城壁のもとに千貫松と稱せらるゝ五株の松が並んで居る。千貫の名は城門の呼稱なる例あるより見るに、城門に即してある所から來たものと思ふ。之より東方に當り舊廳舎の建つて居た所は「東の丸」の地で、こゝに藩侯の居館があつた。されば其の東北隅の矢倉臺下には今猶當年の庭園が残

つて居る。又東の丸の西北部には内濠の一部が残つて居る。この濠より更に西北方に當つて一部をなして居る所は、もと「人質郭」と稱せられた所で、郭内に天守臺の巍々たる石壘が存して居る。この邊り古木は蒼蒼蔭森として廢墟の氣分が漂つて居る。而して現今廳舎の建つて居る所は、舊城の「本丸」「西の丸」及び内濠の址で、昔時にありては全く建造物のなかつた所であつた。只本丸には櫻樹が多くあり、西の丸には馬場があつて、松、榎、楓等の巨木が數十株もあつたといふことである。今も西の丸の樹林は其の一部が残つて居て廳舎に風致を添へて居る。尙ほ西側の中央にある縣廳の通用門は、舊城當時には存しなかつたこと云ふまでもない。若し夫れ以上記する所の城壁石壘等の土圍敷に至りては實に三千四百二十坪に及ぶといふことである。

城外四面を圍繞する濠渠も、其の堀敷亦實に六千五百四十坪に達するといふ。濠内には蓮が栽植せられ、又鯉、鮒、龜の類が棲息して居る。只西北の一角には水産試験場の養魚池が設けられて居る。更に城東の塹濠の外側には「帶曲輪」と稱せらるゝ松並木の塘がある。かくの如くにして荷香晴嵐相至るの所、城頭の老松天空に摩して、彼の廣瀬淡窓が府内侯に延見された時の詩句中にある「參差樓櫓表層城、三匝池廻一碧清」の趣を、今猶眼前に望見することが出来るのである。

府内城址としては此の外縣廳の西北方にある松榮神社（九一〇坪）及び犬塚病院のある地なども、昔は當城の一部であつた。松榮神社の地は「山里」と稱せられ、松平氏の初期には藩侯退隱後の居所に充てられた所であ

る。舊城當時には西の丸の北口より此處に橋が架けられ、以て内城との通行に便して居た。今の松榮神社は舊藩主松平氏を祀る神社で、明治三十三年五月十八日こゝに遷祀されたもので、其の以前は郭内鬱蒼たる樹林をなして居た。従つて今日でも地目は原野地となつて居る。又犬塚病院のある地は「北の丸」と稱せられた郭である。此處も公平氏の後期に於ては隱宅を構へられた地で、後安政萬延文久元治の約十年間は府内藩の藩學たる遊馬館が此處に設置されて居た。然し之を城郭の構へから言へば、先づ出丸とも見るべき郭である而して北の丸及び山里の北方一帯は大塚であつて、城東帶曲輪内の壕に續いて居たのであるが、近年この部分には全部埋立てられてしまつた。

府内即時

廣瀬淡窓

海水通城漁一來潮一綫新
單刀提網至一武士是漁人
府内雜詩一同
閑步尋風景一城邊處々留
魚鱗千戶市一蛭吻幾層樓
邦祀應神帝一人談大友侯
女兒知教令一不敢出門遊

六、由來傳説等

1、築城

府内城は慶長二年二月石田三成の妹婿福原直高こゝに封ぜられて直ちに築城に着手し、三年を経て慶長四年四月即ち今より三百二十五年前竣工を告げ、更に次の城主竹中重利が慶長七年増築して之を大成したのである。福原氏の築城に就ては、豊府聞書第二十四に詳細記述されて居るから、今左に之を掲げる。

福原右馬助直高慶長二年丁酉二月關白豊後大分郡速見郡玖珠郡の内拾貳萬石を賜ひ、府内の城に居らしむ。前知六萬石と云（この府内城は大分市上野にあつた大友城をいふ）命じて曰、大友城は狹隘にして要害ならず。殊に地震に罹り（慶長元年七月のこと）大破す。城地を改め築くべしと。直高長臣生島新助及び大軍等を率て、三月三日府内沖ノ濱に來り、新助と共に府内西山飯盛塚（上野火葬場の西方谷を隔て、ある山）に登り城地を見る。六百有餘歩北、河邊に平地あり。郡郷の民米穀を荷擔し出し、或は自他の商船來り其事を調ふ。俗其地を荷落と云。平廣にして左青龍龍鼻右白虎鼻前朱雀飛來山後玄武北海四神相應の地なり。直高荷落を城地となし、瑞光寺（今の元町の入口にあつた寺）の藪竹を切り、城地四至傍示をなし府城に入て、工匠に命じ、城の南西六町四方、其本壘二三壘を割しむ。三壘に當て同慈寺あり。（今荷揚町淨安寺の地にあつた寺）生島新助云、城中に精舎を置く例を聞かず、他に移さん。城主制して曰、是大友氏泰草創の舊寺也。又寶殿は大友政親建立也。小殿といへども工奇巧を盡し海西第一なり。他に

移すに不忍と。民人に命じて郡中の大木を切り府中に集め、或は精木を土佐の山中に求め、巨多の櫟を作り、生石、沖ノ濱、鹽九升等、船利に便り有の民に命じ、高崎、小島より大石を積て城地に寄せ、或は諸國商船府内に來る毎に、押へ命じ船をして大石を運ばしむ。是皆石田が武威を恐れて此事を勤む。(この時)石の重量一匁に付料銀百文を觸出し、かば、射利の船人忽ち數百艘を積み來りて售らんとす。則ち價を大減したれば、船人皆石を捨て、歸る。其石を拾ひ用ひて裕に事足りき。」といふ話がある。又大友城の石壘をも移し用ひたともいふ。城主毎日右場に出て衆人の甲乙を見る。(中略)同三年八月城の土臺を築し時、本陣東北の隅沼地にて水湧出て功を成し難し。生石村の名主二宮氏智略あり。多く桶を集め緒を付け釣瓶となし、諸人をして各兩方に向、其沼水を汲ましむるに、三時を経ずして汲み盡す。時に石師に命じ巨石を用ひ石壁を築き、速に其地を成す。湧水有といへども石垣成故、土臺成就す衆民をして堀をほり、其土を以て築地とす。或は本城の石壁を築き、殿主の土臺をなし、十二月に及び自國他州の船人工師民人、其功に應じ金銀米穀を與へて勞す。一人一日銀八分也。慶長四年己亥元旦、諸人府城に至り賀を述ぶ。同年四月新城三階高樓及び諸臣の大廈成る。右馬助大に喜び、地名に准じ荷落城と名付べし、然共落城は城名不吉成とて荷揚城と名付。依て諸臣を率て舊城を發し新城に入る。(下略)

雉城雜誌によれば、城内東丸の地は、是より凡そ五十年前なる應永十三年の頃には若宮社の神幸地となつて居て(若宮社は其の頃東丸の東方四町餘の所にあつたといふ)長濱社の御假殿も暫く設けられたといふこと

て、此の城地は以前から由緒ある地であつた。又諸書に、築城の時の繩張は筑前福岡城の四分の一とも云へりとあるが、福岡城は慶長六年以降の築城にかゝるから、若し果して福岡城の四分の一に當つて居るとすれば、それは後年に至つて附會したものと思はれる。次に竹中氏の城壘増築に就ては、同じく豊府開書第二十

六に次の如く出て居る。

重隆(重利の誤)城内を廻り云、前主福原石馬助新に城地を移し、大堀を城外三方に堀り築地を構へ、三階の高樓を築き、其功半にして舊地に歸れり。我其器ならずといへども大功を就すんば有べからずと、城廓を成さん事を關東へ請ふ。大神君重隆に命じ、殿主を築き城を固くすべき旨を許さる。依て民人に命じ隣山近海の大石を取り、肥後國主加藤清正に懇切故、石壁師を請ふて石垣を築き、又人を土佐に遣し、材木を求め船にて積來り、領内の竹本を集め、巧匠數百人を召し其業を始め、又大阪伏見の瓦師を召して殿主の瓦を造らしめ、慶長七年壬寅二月其功成就す。又大門を城壘の東西北の三口に建。同年の秋軍船の提督市橋太郎兵衛請へ曰、城の西北の隅沼地あり、我に賜らば沼地を墾めて石壁を築き居宅を造らん、本城敵を拒ぐに利ありと云。免許あり。市橋氏與下の船手二百餘人をして土砂を荷負し、沼を埋め、巨石を以て石垣を四方に築き砦壘とす。府主力を戮て其功數月にして大なる家を成して、市橋氏は住す。(下略)

2、規 模

慶長七年竹中氏が府内城經營の功を大成した當時の偉觀に就て、豊府紀聞は其の卷の五に於て左の如く記

して居る。

同年(慶長七年)三月建天守及樓櫓、於是殿宇巍々聳高樓閣峨々連屏、築地連々如三堀水湛々似海、于時城主重隆大喜、携長男采女正重興及長臣不破氏等、登天守見東西陰陽之遼景、東豫州之渤海滔漫舟航舉布帆水波廣流魚鼈聚焉、南飛來之嶺巒巖嶮鶴鷗散長雛徒舊畝壇漫擲龜鼈之、西木綿之山嶽嶺嶺豹狼響嗚吠麥野茂林樵夫群之、北深江之潮汐瀉衝鯨鯨鯨鯨砂汀渺沔蝸蠃連之、誠可卓榮豐州稱名城

又この後三十五年を隔つる寛永十四年の秋、同慈寺に來れる某雲水が、時の城主日根野吉明の命によつて作つたと傳へらるゝ「府内之記」中にも

四神相應而金城之經營壯麗奪目、百尺湯池築石爲壁、峭函之險長城之固、相並延袤百丈、離婁督繩維堞曲制公輪削墨、樓臺臨海疑蜃氣樓、飛殿入雲雌吻聳、粵瞻彼水濱、北東無際涯、千里遠帆杳而不知其所之、南商西賈問津爭隈、舳艫相接水光激瀾、一碧萬頃雨奇晴好已似西湖、鸞鷺翔集游魚出又沒、濁浪盡乾坤浮眼界平北溟曠、二山西屹而峰嶸嶸、寒岩含千秋之雪如咲如睡嗟兮峨兮、飛鳥折翅崎兮嶺兮、走獸絕跡、煙光凝又散、白雲斷又連、其餘之風景不可勝計、凡士大夫大厦繞城連、屬農工商之巨屋負郭相聯、可謂天造地設誠郡縣之雄也

と當城の壯觀を叙して居るが、要するに何れも只城の形勝を六ヶしい字句を聯ねて記述して居るに過ぎない。然しそれにしても是等によつて、府内城初期の盛觀を大凡想像することは出来る。殊に竹中氏の築城當時

では、未だ府内の市街が出来て居なかつたので、城は孤立の状態であつたが、竹中氏は築城の功を竣ると共に、引續き慶長七年八月から城下の町割に着手し同年七月に至つて新市街も完成したので、寛永の頃には士大夫の大厦城を繞つて連屬し、農工商の巨屋郭を負ふて相聯つて來た。されば元祿七年(二三五四)四月筑前の貝原益軒が府内に旅行して來た時には「府内の町の西南に堀あり、則ち城の要害なり。其東北の方は海なり。城は町の東の方にありて頗大なり。天守あり。城の入口三處あり。町も廣くして萬の賣物備れり。」と豊國紀行に見えて居る通り、府内城下も漸く整頓して來た。

文献中當城の規模に就て多少具體的に窺はれるものは、長濱町常念寺の開基林石上人の文集たる「麴齋文集」に、延寶四年(二三四六)四月十一日時の藩主松平大學頭昭利が、其の父忠昭の隱居して江戸より府内に歸城するを送る「奉送尊父致仕行豊府序」と題する文があるが、其の中にある左の文である。

夫城郭之固溝洫之深、四重之天守、三重の高樓、殿閣並簷、橋上構樓、赴、武夫堅守金門、又廓内有山里中島之別業、近望笠結島四極山之古跡、泉甘石古花木連枝、蘭菊敷香恰似仙人之舊館

これに依て四層の天守閣、三層の樓櫓、館榭軒を速ね、又橋上に廊を設けた所謂廊下橋あり、山里の地には其の名稱が示して居る如く山莊のあつたことなどが知られる。廊下橋は今の縣廳正門前大分縣里程元標の建つて居る邊から、城門に向つて堀の上に架設されて居たもので、宇佐神宮の吳橋に見るが如く橋上に屋形があつた。然るに此の如く輪奐を極めた府内城も、寛保三年閏四月四日祝融のためあたら烏有に歸してしまつ

た。尤も一説によれば天守閣は天明年間に火災に罹つて焼失したとも傳へられる。其の後城樓は再築されたが、規模遠く昔日に劣るとのことである。今左に(1)大分市玉置家に藏せらるる「天明五乙巳年五月寫」とある府内城下圖、同じく(2)大正元年十一月故玉置本資翁が實地踏査して調製された府内城地圖、及び(3)大分市中尾家所藏の「享和壬戌霜月中旬佐藤喜三兵衛謹テ圖之」とある清水流規矩元法分間繪圖、並に(4)佐伯町佐藤藏太郎翁藏棄の府内地圖(調製の年代不明)等によつて、更に雄堞郭制を部分的に細別して掲げる。

- 一、本城 本丸、東の丸、西の丸より成る
- 一、出丸 山里及び北の丸

但し(1)圖には山里の地を北の丸と記し、北の丸の地には別に名を記してない

- 一、本丸 城内他の地面より六尺餘高し(2圖)
- 一、東の丸 城主の住居せられた所で、奥、表、諸役入詰所、女中部屋、長局、臺所等數棟の建物があ

り、その建坪合計六百餘坪あつた(2圖)

- 一、西の丸 (4圖)によれば東側城壁の中央に一つの櫓があり、又南側の東西の長さ廿七間四尺とある。
- 一、天守臺 石垣高さ十間餘、臺上方八間餘、下底方十三間餘(2圖)

- 一、内濠 本丸の南側に回字形をなしてあつた(4圖)によれば其の幅十間深さ七尺五寸とある。

- 一、城門 (1圖)には二間に七間とある。
- 一、廊下橋 巾二間長さ十一間あつて南北の西入口には門扉が設けてあつた(2圖)

- 一、番所 城門の内外に二ヶ所あつた(2圖)
- 一、石垣 高さ水面より三間(4圖)

一、塹濠 南側の堀巾廊下橋より東方は二十八間、西方は十九間、西側の堀巾は十三間(2圖)。但し(4圖)によれば南側の堀巾十四間深さ七尺、西側の堀巾十三間深さ六尺とある。

- 一、山、里 (1圖)にはこれを北の丸と記し(4圖)には砦の丸と記してある。砦の丸は慶長七年秋市橋氏の築いた砦壘の稱である。
- 一、北の丸 記すべきことなし。

- 一、現存する櫓

- 1、東丸の西南隅のもの(1圖には三間四方とあり)
- 2、縣廳玄關の前方のもの(1圖には四間に三間二階とあり)
- 3、西丸の西南隅のもの(1圖には四間四方二階とあり)
- 4、試験所の西北隅のもの(1圖には三間に三間半とあり)

一、廢城の際までありし櫓

1、山里の東北隅のもの

2、山里の西北隅のもの

一、廢城の際既に櫓臺のみなりしもの

1、東丸南側の東端のもの

2、東丸の東北隅のもの

3、西丸の西北隅のもの

次に當城の名稱は、福原氏築城の初め荷揚城と命名されたことは既記の如くであるが、竹中氏の時府内の城下なるに及び府内城の稱起り、又府内を一に府中とも稱するより府中城とも呼ばれ、更に天保頃からは白雉城とも云はるゝやうになつた。蓋し白雉城の名は漢詩人等が詩句上の韻事より百雉城といふと轉訛したに始まるといふ。

府

内

秋

梅

嶋

百雉城樓水一方

鷗鳧近映

女牆翔

暮灣潮退石華白

春岸沙暄

松露香

富國有人來獻策

擔簦選士去踰疆

觀風且自西郊始 樵狀魚鹽是樂鄉

而して百雉とは城城の大きさの稱にて、一雉は牆長三丈長さ一丈をいふ。(清の魏禮に雉飛ぶこと三丈にして墮つ故に三丈を雉といふとあり)左傳隱公元年に「都城過百雉國之害也」とか、又禮記坊記篇に「都城不過百雉」とか、或は史記孔子世家に「臣無藏甲、大夫毋百雉之城」とあるなどは、侯伯の城は方五里徑三百雉の制なるを以て、其の大夫の都城は三百雉の三分の一即ち百雉を過ぐるは害を爲すと戒めたものであつた。然るに我が府内城に百雉の稱を常用するに至つたのは、抑も奈邊に由來するものであらうか、之に就て本縣郷土史の權威佐藤藏太郎翁は、其の著「大分縣管内史」(未刊行)に於て左の如く論斷せられて居る。初め福原直高の此城を築くや、當時十二萬石の封に比し、此城の規模經營甚だ雄大にして、云はゞ分限不相應の城を築きたるなり。蓋し直高は石田三成の女婿にして、當時十二萬石の知行なるも、早晚必ず百萬石には昇進すべく、其時は今の外塹を以て内陸と爲し、大分川七瀬川を以て外塹に充つるの豫定を立て居りしといへば、彼が大望を前途に懷き居りしや想像するに餘りありとす。されど荷揚城は落成後居ること幾ならずして忽ち轉封を命ぜられ、折角の築城も空しく後代の主に譲りたることなれば、取も直あらず都城百雉に過ぎて害ひを招きたるより、當時此城を呼びて百雉城とは言做したるなり。其意義は都城過百雉國之害也より出てたるにて、百雉城とは寧ろ稱譽に反對する誹謗の稱呼たるなり。

3、城主

城主	年代	期間	租額	備考
福原直高	自慶長四年四月 至同五年五月	二ヶ月	十二萬石	一に長堯といふ右馬介と稱す慶長二年二月入封す
早川長敏	自慶長五年 至同六年三月	未詳	二萬石 (一に一萬七千石と云)	初名喜八郎、又長政といふ、或は長秀とあり
竹中氏	自寛永二年二月 至同二年八月	三十四年	二萬石	重利、重義二代間
(城)中川久盛	自寛永二年八月 至同二年八月	七ヶ月	二萬石	久盛は岡城主、忠知は木付城主
(代)小笠原忠知	自寛永二年八月 至同二年八月	七ヶ月	二萬石	織部正と稱す
日根野吉明	自寛永二年八月 至同二年八月	二十三年	二萬石	英親は木付城主、俊治は日出城主
(城)松平英親	自明暦三年閏四月 至同三年正月	十ヶ月	二萬石	信通は臼杵城主
(代)木下俊治	自明暦三年正月 至萬治元年二月	一年二ヶ月	二萬石	忠昭より近説まで十代間
(同)稻葉信通	自萬治元年二月 至明治四年七月	二百十四年	二萬千二百石	

竹中氏に於て

竹中重利と其の子重義の名に就ては、諸書記す所甚だ區々であつて、重利を重隆、隆重、重信等とし、重義を、重興、重次、重矩等と記するものがある。また中には父子の名を混同して居るものあり、更に當城主となりし竹中氏を竹中半兵衛重治の子と記して居る如きもある。かく記名する所非常に錯綜して居るので、既

に豊陽志や豊城世譜に於ても之に就て疑問を掲げて居る程である。然し竹中氏の系圖を始め、駿府記や寛政重修諸家譜等によれば、府内城主たりしは伊豆守重利(一に重成に作る)と其の子采女正重義なることが明かである。想ふに上掲の如く錯雜混同を來たしたのは、重利は半兵衛重治と從弟にて、初め重治の所領たる美濃國の内に於て三千石を領し長松の城に居たことがあるのと、重治の弟に重隆、重義の弟に重信なる人があるのと、今一つ重利は通稱を源助といつたが、重治の子の重門も初め源介といつたことなどからであらう。

4、城

福原直高は慶長四年四月築城の功を竣へたが、在城僅かに一ヶ月有餘にして、「同五月大神君(家康)右馬助を賣ての給く、功なくして前地に倍し拾貳萬石を領し、豊府城主となる、未だ幾くならずして舊壘を改め新城を築く、是皆石田が意を恣にするなりとして、直高をして領地を減じ舊領六萬石にて舊地に移らしむ」と豊府聞書にある如く改易された。改易の原因に就て武徳安民記には、朝鮮在陣軍監依估の所爲にて改易とある。按ずるに直高は慶長二年正月より始つた朝鮮再役には軍目付として渡海し、其の間隨分策を弄する所があつたので、慶長四年三月廿二日加藤清正黒田長政等より忌避を受け、同年十月終に軍目付を罷免されたことは事實である。従つて府内城の經營は、恰も直高が朝鮮へ出陣中のことに屬する譯で、甚だをかしく思はれるのであるが、前項掲ぐる所は舊來の傳説に従つたものである。次の城主早川長敏は福原氏の前かつて府内領主であつたので、今回は再度の入封である。長敏も直高と

同じく朝鮮再役の際軍目付であつたが、歸來愆獄起りて非據に座し、慶長四年十月改易となり、生國の故を以て仙臺に赴き伊達氏に據ると傳へられる。然るに武徳安民記、豊府聞書等には、長敏は慶長庚子の役に際し大阪に至りて石田方の一將を勤め、封内は擧げて大友義統に委し、府内城には一族早川内右衛門を以て城代とし、義統の後卷をなさしむとあり、又九州記にも石垣原合戦後、府内城は長敏の城代早川内右衛門黒田如水に人質を出して開城したとある。此の如くにして、この前後に於ける府内城の歸屬は明かでない所がある。殊に關原役の直後筑後柳河の立花宗茂が大阪より歸國の途次（慶長五年九月廿二日堺出帆十月九日柳河歸着）當地に上陸した際の如きは、殆ど空城であつたのではないかとさへ思はれるのである。

第三次の城主竹中氏の入封は、享和武鑑には慶長十年とあるが、豊後の舊記には一般に慶長六年となつて居る。それによれば重利（舊記には所謂重隆又は重信）は同年三月十日家老不破藏人等を従へて軍裝美々しく前領高田城を發足し、翌十一日午時府内城へ入つたとある。重利は入都後大いに城壘を増築し城下を建設などしたが、慶長九年の春には肥後國主加藤清正が來つて、重利の修城の功を賞したといふことである。其の時清正是重利と共に天守閣に登臨し、重利に此の城の西北隅の砦は何人の築く所かと問はれた。重利が家臣市橋氏の築く所であると答へた所、清正是本城防備上有利の砦であるとて之を稱揚したといふ話がある。竹中氏は重利の子重義が、寛永九年の冬長崎奉行に補せられたが、在職中非行

ありし爲め江戸に招致され寛永十一年二月廿二日淺草海禪寺に於て死を賜はり、府内城は沒收されるに至つた。そして岡城主中川内膳正久盛、木付城主小笠原壹岐守忠知の二人が府内城代を命ぜられた。そこで竹中氏の遺臣は三月十四日城を立退いたが、是の時竹中氏の老臣不破三上等は、士卒をして城内に藏する珍器（唐物とあり）を破壊して悉く湖水に投じ、又西の丸の倉庫に滿ちたる沈香を出して皆焼かした所「因是煙斜霧構以其香薰府外」と豊府紀聞にある。

寛永十一年七月晦日下野國壬生城主日根野織部正吉明府内城を賜り、同年八月十二日吉明入部し中川久盛と互に軍禮を正して城を受取つた。吉明は在城二十三年にして、明曆二年三月廿六日年七十一にて卒去し、繼嗣なき爲め同年閏四月十三日家名終に斷絶した。是に於て府内城は再び御番城となり、木付城主松平東市正英親（直好のこと）日出城主木下伊賀守俊治の兩人、命を受けて府内城代となり、五月九日共に入城し、英親は本丸に、俊治は二の丸中村内匠助の館に入り、英親の兵は府城の北の口（今の警察署のある所）と西の口（竹町を東に出た突當り）を守り、俊治の兵は東の口（大分高等女學校の門前）を固めた。翌明曆三年正月廿三日臼杵城主稻葉能登守信通幕命によつて府内城代となり、松平木下二氏に更つて入城し、府城三口の門を警備した。

かくて御番城たること足掛け三年にして、萬治元年（今より二百六十六年前）二月廿七日大分部高松城主松平左近將監忠昭府内城に封ぜられ、四月十五日（一に十四日とす）こゝに入城して以後、明治四年

尤も御玄關大書院通り御家老席御修繕右總費用五百兩餘、同三十日吉辰に就き北の丸御殿より御移徙と玉置家所藏の東の丸御殿圖面に當時のことを記されて居る。北の丸御殿は是より先天保十二年十一月に、隠居閑山翁の爲めに營まれたものである。この北の丸御殿は、後ち安政四年に至り、府内藩の學校に充てられた。即ち藩學遊焉館は茲に始るものであるが、後ち元治元年十月中島に校舎が新築されてそこに移轉した。中島の遊焉館は明治四年七月十四日廢藩と共に閉鎖されたが、明治五年三月朔日こゝに大分縣廳が移され（縣廳の開設は四年十一月十四日）同年九月朔日更に城内に移され、以て今日に至るものである。

府内城には、廢城の前年即ち明治三年十二月三日に領内の百姓が一揆を起して寄せ来たことがあるが、縣廳が置かれて後三ヶ月を経る明治五年十二月二日にも、亦大分郡庄内谷の黨民が蜂起して迫り来たことがある。後者の時は翌三日を以て明治六年一月一日と改曆されることになつて居たから、恰も明治五年の大晦日を以て騒擾を起した譯である。この時黨民は縣廳前の揭示所を毀ち、又廊下橋兩入口の扉を壞して積み重ね、之に火をかけて以て正門を燒かんとした。是に於て應員は拳銃を發して之を防いだので、黨民は城外より退いたが、市内を狼藉すること甚しき爲め、翌明治六年一月一日鎮撫隊を出して鎮撫せしめ、二日の黎明に至つて黨民市中より退き、全く鎮定するを得た。又この後明治十年西南の役に際し、中津に起つた暴徒が四月二日の午後こゝに襲來したことがある。この時には縣官巡查凡そ百五十

名にて城を守り、射撃を交ふること約五時間にして暴徒を別府に退却せしめた。終りに府内城址の事蹟中最も特筆すべきことは、今上陛下が東宮にましました折、明治四十年十一月五日から七日までこゝに鶴駕を駐めさせられたこと、大正九年十一月十四日皇太子殿下がこゝに行啓あらせられたこと、共に罕覩の御盛儀であつた。

六、佐伯町町長囑託を受け管理す町長小田部隣現任其計測

七、工作物其他の物件の物質、形状、構造、大小、數量

止、天守臺石垣七間半、本丸臺石長八十九間、幅十三間又八十間、垣櫓門臺石垣四ヶ所

八、現狀

大正十三年五月、佐伯町に於て城址を公園地と爲し、山麓より新たに登路を作り（長さ八町）北方の一隅に賣茶店を建設し、全城を修理して公衆の遊覽に資す

九、由來傳説等

佐伯城は一に鶴ヶ城と稱す、慶長四年佐伯藩祖毛利高政、日田隈城より封を海部郡に移され、六年四月隈より佐伯に入部し、七年築城に着手し、工三年を要して九年竣功を告ぐ、山形舞鶴の狀に肖たるを以て鶴ヶ城と命ず、其構造は左の如し。一、二重櫓五ヶ所一、平櫓一ヶ所一、櫓門四ヶ所一、冠門八ヶ所一、城地形除廻り三百三十三間一、城の臺地形長さ八十九間、幅十三間又は十間一、天守臺石垣七間半と八間半一、城山の廻り二十七町二十間一、城の直高三の丸地形より六十間一、三の丸より本城まで二百九十間とす、南麓三の丸の庭上には文祿征韓の役に藩祖高政朝鮮より分捕し來たる一株の樹あり、俗稱して綾杉と云ふ、城山は維新の際、官に收められたるを、毛利家より政府に償還を請ひ、明治三十四年二月廿八日、特賣の許可を待て、今毛利家の所有と成れり。

○梅牟禮城址

一、名稱

梅牟禮城址

二、所在地

鶴岡村大字稻垣字梅牟禮

三、地目

山林、原野但山林五筆、原野一筆

四、地積

壹町貳反歩

五、所有者の住所氏名

所有者二名にて各六反歩を有す一名は鶴岡村大字鶴望字脇廣瀬平吉、一名は鶴岡村大字鶴望字藤原高司虎五郎

六、計測

六、所有者外管理者若は占有者あるときは其住所氏名

所有者各名管理す

七、工作物其他の物件の物質、形状、構造、大小、數量

礎石等存するものなく墟址一面の荒蕪地となり瓦片僅に茅叢の間に散布す蓋し廢城後礎石は佐伯城築造の時盡く運搬し去りたるなり

八、現 狀

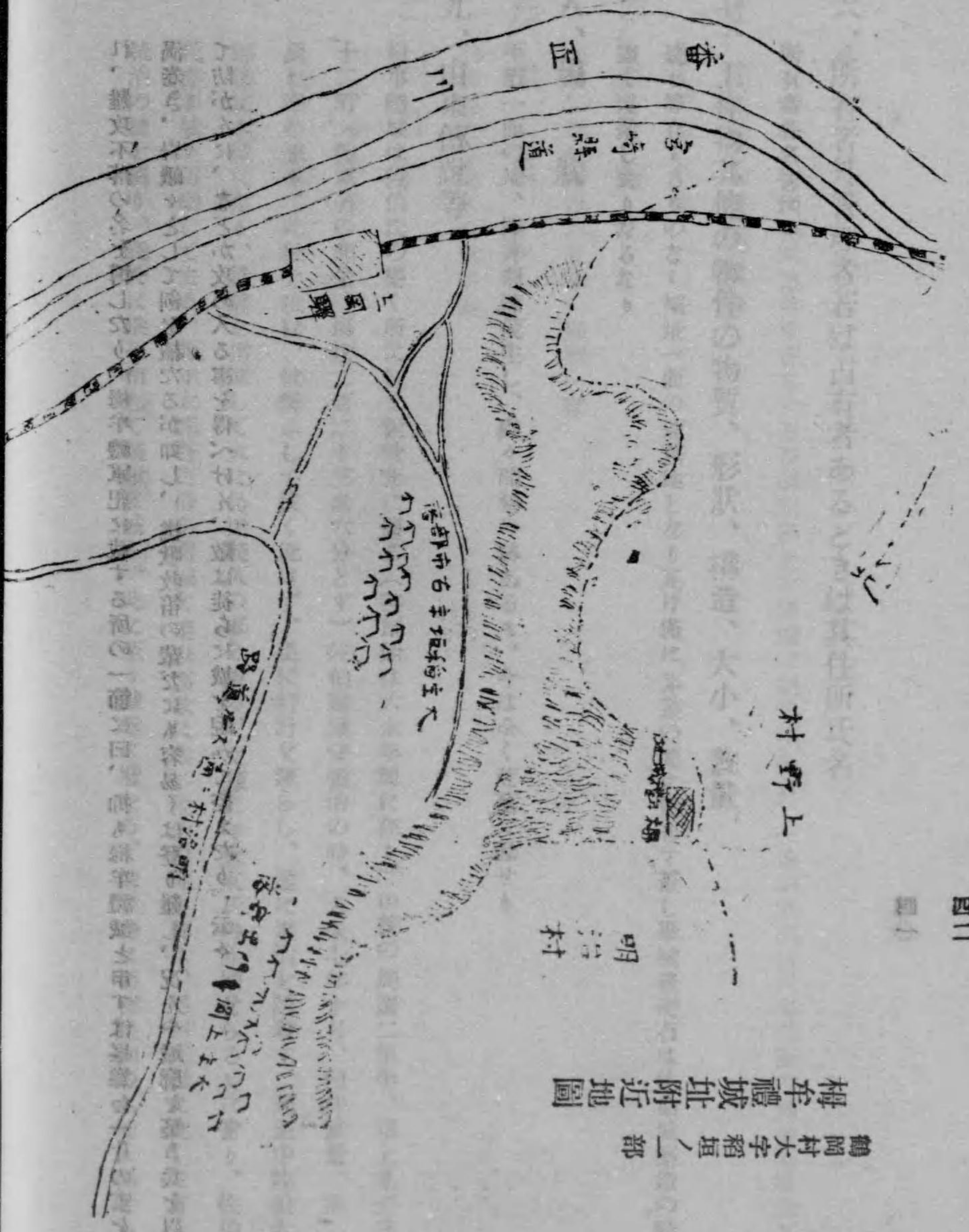
平衍一面の地、榛莽荆棘茂生し、處々開墾の跡あるも、今は全く荒蕪に歸せり

九、由來傳説等

梅牟禮城は佐伯氏の築く所にして數世此に據る（其創始は大永年間に在り）山麓の周圍二里半、頂上まで三十二町（陸軍省の測量、海拔二百二十三米六分とす）佐伯薩摩守惟治の時、大永七年十月、臼杵長景、兵二萬を率ゐりて此城を攻む、城堅ふして抜く能はず、更に奸計を運らし、遂に惟治を誘殺す、天正中佐伯太郎惟定本城に在り、諸將を指揮して大に島津義久の軍を破る、文祿二年大友氏の除國せらるゝに當り、佐伯氏亦本城を遺棄して去る、此年太閤秀吉梅牟禮城を毛利高政に與へ佐伯の地を賜ふ、毛利氏封に就くに當り統治の便を圖り、新たに地を相して鹽屋に城く、此に至り城遂に廢たる、梅牟禮は要害堅固の名城と稱せら

れ、難攻不落の名を博したり、梅牟禮軍記に載する所の一節に曰、抑も梅牟禮城と申すは峯聳ひ一片の雲を渦巻き、岩峨々として劍を植たるが如し、樵歌牧笛の聲だにも容易くは登り難し、况んや城廓を築き兵を以て防がんに、などか攻め入る事を得べけん、敵は徒らに城を睨みて控えたり。云々





四二

鶴岡村大字稻垣ノ一部
梅牟禮城址附近地圖

○普光寺の石佛

一、名 積 普光寺の石佛(毘沙門)

二、所在地

大野郡上井田村大字上尾塚字普光寺一三一九番

三、地 目 原 野

四、地 積 二畝歩

五、所有者

大野郡上井田村大字尾塚字普光寺：普光寺

六、所有者外監理者占有者

ナ シ

七、工作物の物質現狀其他

普光寺の石佛と稱するもの現在窟の内外三区に亘り世に知らるゝものは不動尊の大石像であるが此外それよりも小なる不動三尊と他の一像並に毘沙門天王の像が上の二大法窟内に刻されて居る大体の位置を示すと。



佛石の寺光普

委員 本 莊 昇

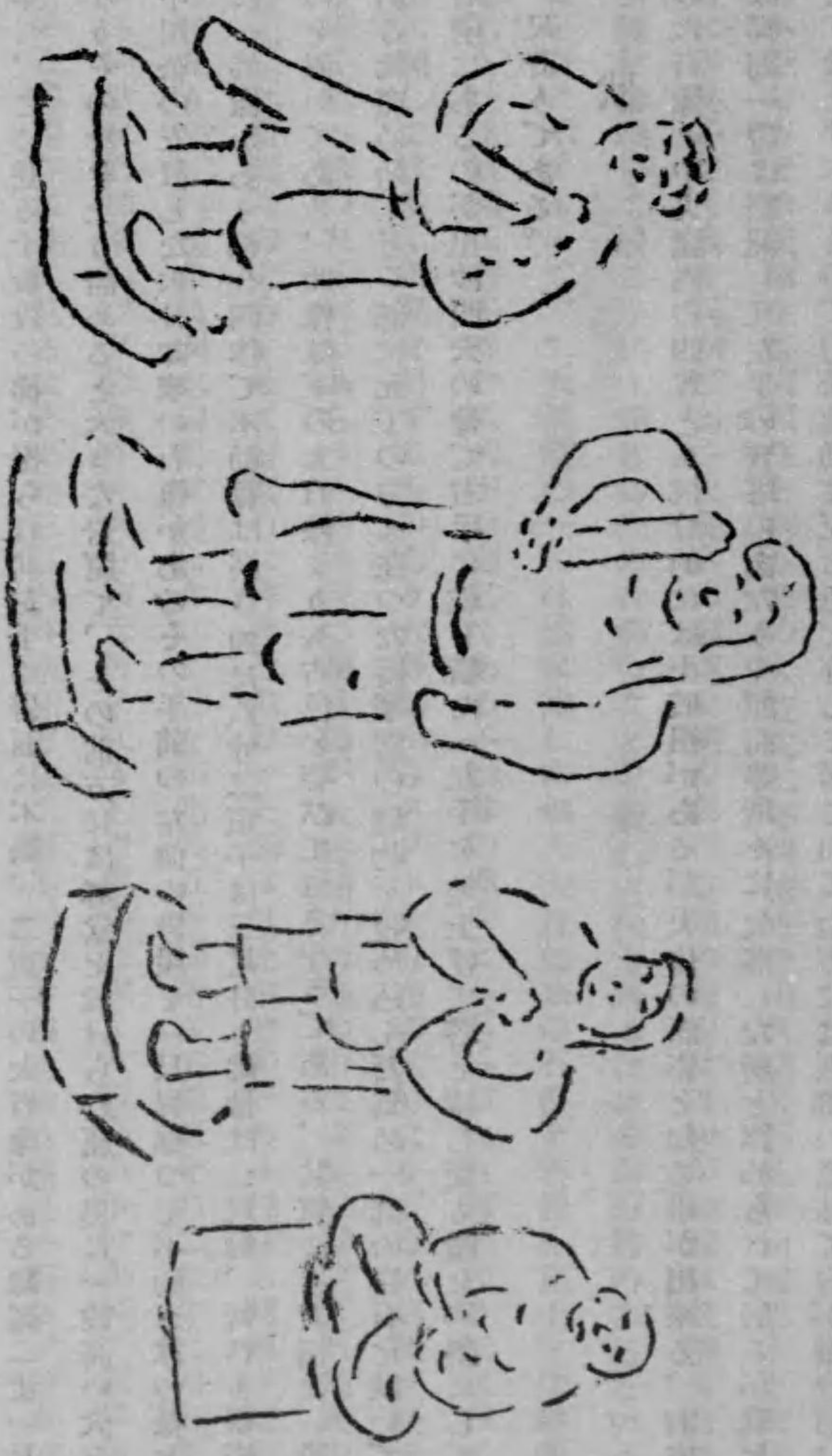
- 一、谷 田
- 二、海 津
- 三、田 代
- 四、此 田
- 五、河 津
- 六、河 津 津 津



○善次寺の石像

善次寺の石像

室内左側石屋の四像



普光寺の本堂のある對岸に大岩屋があり其下に小徑を通じて谿谷となり畑地もあるが此岩屋の中央に大なる窟を穿ち、之に登る十數段の梯が掘られ其左手の岩面に不動、二童子の大石像がある總高二丈一尺許り半肉刻となりその段を上り詰めると大きな岩窟で、その前方には舞堂を設けられ窟の奥に一段高い穴を穿ち此中には中川公の安置した大日如來の石像があるその手前の左側の岩屋を一尺程掘つて不動三尊の像を彫刻し最右端に一佛像があり都合四体で不動尊は高さ四尺八寸二童子は三尺許り佛像は二尺餘、何れも臺座に匹敵するものを置いてある、此像は下の大石像よりも古色を帯びて居るやうである、其窟より右側に一段高く一の窟がある此窟の殆んど全部に元下の方に在つた護摩堂の建物_を窺め込んだ爲め一部の岩石を缺いてある、此窟の右壁にあるのが毘沙門天の像で右手に戟を横たへ左手を差上げ塔を持し而も體を聊斜にして居る總高一丈一尺許りである。

八、現 狀

下方の大石像と中央窟内の四尊とも部分的には小破損があるが大體の面影を知る事が出来る、右方の毘沙門天像は脚部一帯は磨滅し又左手の寶塔のあたりや顔面等所々に欠落した所を認められて居るが戟を斜にした姿勢など珍とすべきもので刀法雄勁甚だ古色を存して居る向て右方には區劃の意味で岩が幾分前に突き出てあつたものが今は餘程破損して居る又堂の裏も今は單に深い穴のやうになつて居り土砂が落下堆積して居るが以前は此處の壁面にも或は何ものかを刻してあつたものではあるまいかと思はれる、一方堂の左方石壁の上

方には吉祥天王像らしいもの、一部が残つて居る。

九、由來、傳説、徵證物件等

石佛を記す前に普光寺に就て概観するに現在の普光寺は眞言宗古義派に屬し敏達天皇十二年日羅の創始する所と傳へ最初普光山筑紫生寺遍照院と稱したのを寛文二年岡城主中川久清公が筑紫山普光寺と改稱したもので往古に寺坊子院も多く巨刹であつた幾多の變遷を経た爲に昔時の面影はないが地域は景勝を占め脚下に大野の清流を俯瞰して居る寺には鎌倉時代の古佛像などを藏し古代を語るに足るが石佛のあるといふ事は當寺の歴史を暗に示すもので、二大法窟の一には前に記した如く大日如來の石像を安置し窟上には岡藩の堀直方の書せしといふ筑紫山普光寺の六大字を刻してある不動尊の傳説としては單に日羅の作と云はれて居る日羅の事蹟に關しては多く研究を要するものあり大野郡からヌツト大分市の元町にまでその傳説が残り、隨分古くから斯く唱へ來つたものであらう「敏達帝の朝日羅が大野緒方兩郷の中に岩屋寺、法乘寺、光嚴寺、大禪寺、柏寺、阿西寺、普光寺の七寺を建て皆巖石に佛像を刻む」と云はれ此中普光寺のみ現存し阿西寺は元緒方村軸丸の地に在り今も字として残り豊後國國志編纂當時に存して居たが他の五寺は所在が判明せぬ（柏寺に柏野ならんとの説もあるも同地に石佛なし、又岩屋寺に大分市元町に在りし岩屋寺と説くものもあるもいかゞ）假に大野、緒方兩郷中の石佛現存に就て見るに普光寺三區の外南緒方に二箇所、上井田志賀八原に一箇所、緒方の軸丸に一箇所（阿西寺と聯絡あるか）合川に一箇所（四箇石佛）養老小學校の向岸に一箇所あるが他郷としては菅尾

にあり、犬飼にあり、井田にあり更に直入郡竹田町外、妙見寺にもあり、碧雲寺境内にもある（近頃調査されないが濁淵の大岩屋にも不動像があると云はれて居る）降て岡藩時代となり「岡の七不動」といふ稱へもあつたさうて此寺が日羅作の傳説のものとの關係も研究すべきと思ふ、尙大野川沿岸を傳つた系統と大分川沿岸より來つた石佛が大分市の一角で接合した點なども一の考證資料ともいふべきである、元來石佛像に不動像の多いのは注目すべきこととて縣下各地の石佛中その中心ともいふべきは不動尊で大分市元町薬師像といはるゝものゝ左方にも不動尊あり、玖珠郡東飯田の不動三尊で西國東郡田染村熊野の不動と大日の二像同村元宮にも上野にも又西都甲村天念寺川中にも不動尊の石佛なり大野郡内には犬飼の不動三尊、合川の四面佛の正面も同様不動尊、普光寺には前記の如く二箇所にあり竹田町外の妙見寺のも亦不動尊の座像である石佛彫刻時代の信仰状態と傳來をも知るの一資料である、次で昆沙門天像も決して少い方ではない、單獨のものはないやうだが佛部や菩薩部の脇士風にある普光寺の例の如き假令中央に何もかゝらないとしても吉祥天女(?)と相對峙して居るは珍らしく南緒方村の一箇所の方は持國天と對峙されてある此等の座配に就ては儀規の整つた密教渡來以前のものではないかと思はれるのが多い、而して普光寺法窟中央中川公の安置せし大日如來は勿論新しい作だが式はズツ、古くに此邊りに大日如來の石佛があり大破損されて居た跡に更に小窟を穿つたものではあるまいかとの想像も起る、大日如來に配するに不動尊といふのは他にも例がある座配である以上の如き種々の研究資料を蔵する此處の石佛は貴重なるものである（普光寺と中川入山公との

説はいろ／＼あるが石佛に直接關しないから略す)

一方大野川の本流と平井川との間に介在する上井田の高臺は何となく懐かしい所で今尙太古の香ひの残つて居るやうである、上尾塚、坪泉、志賀などに分たれた此地は景勝の地で此臺には幾多の古蹟がある、大友能直の第八子が志賀の地に封ぜられ附近に雄視し後年南北兩志賀に分れ一は臥牛城に一は南山城に據つて雄視した史實もあり此上井田の地が志賀氏發祥の地だけにそれ以前から文化の光りがあつたのである、現に田尾有縁寺の附近には杉林密生せる古蹟あり（原形を大に損しては居るが）丸山には圓塚の跡あり、道側に饒蓋石と稱する石棺の蓋も残り古代古蹟時代の面影を止め降つて鎌倉時代曆應の銘ある六角の古塔は普光寺に下る道側なる早尾原の地に建てられ平井川沿岸の一芋には尙幾多の遺蹟あり、横穴も數箇所に發見されて居るなど古くから開けた地方たるに論なく此の一角に普光寺のある事は大に意義あるもので日羅の傳説は兎に角として石佛が餘程古く彫刻され佛陀の慈光が輝いたのを知るに足るものがある。

十、指定の理由

他の石佛と共に佛教系統の上から又日本古代藝術史の上から重要な史蹟で豊後の佛教が中央佛教の影響あり其以後のものといふ説と、又支那若くは朝鮮より早く入つたといふ説の起つて居る際石佛は最も重大な研究資料で若し密教渡來以前の形式のものとするれば更に興味あるもので假令一像にても二像にても丁寧な保護保存し置くべきものである。

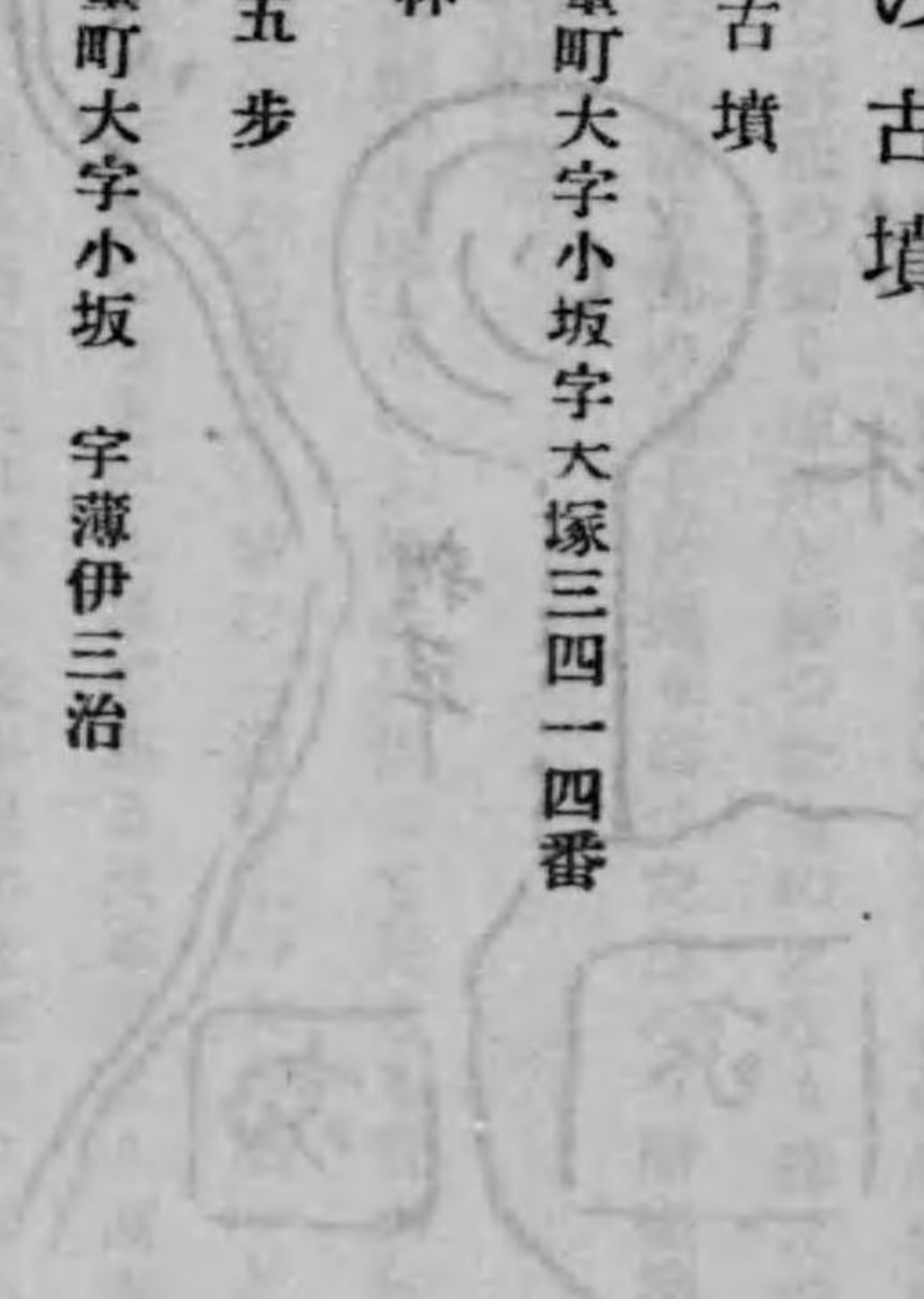
此等の稱呼を使用する、事もあり随分久しい事である。大野川の巨川は郡内を貫き古代より幾千年地方文化の源泉を爲した事であらう。先住民族は此沿岸の好地を求めた事も想像に難くない、随つて新石器時代の民族が各所に據つたものであらう、三重町や新田村方面には既に多數の石器も發見されて研究資料を提示して居る。

一、三重郷の地勢、大野郡内でも三重郷と稱せらるゝ一帯は古蹟に富んで居る、古昔に在つても此邊を中心として幾多の文化が燦然として輝いた時であらう、一方蜿蜒たる大野川を控へ廣々とした平地を形づくゝ千古斧をいれぬ大森林もあり間々に溪流もあり他方には連峯巍々として聳へ民族群居には最も適した地域で従つて大野郷内の所々に集團を形づくつたものであらう、石器時代の包層地とも目すべきものもあり、緒方郷や宇目郷や野津莊などの聯絡、一方大野郷、井田郷との續き柄をも暗示され横穴の遺跡もあり古墳時代のものもある、降つて鎌倉時代、室町時代等の金石文も残り又戦國時代の古城址古戰場から彼の西南役の遺蹟などもあり更に菅尾村の一角には王朝時代の文化を辿るに足る石佛も現存し（石佛の年代に就ては種々の説あり）何れにしても古史研究の寶庫とも稱すべきものであるが専門大家がまだ詳細に調査の指を染めないのは郷土の爲め遺憾の事である。

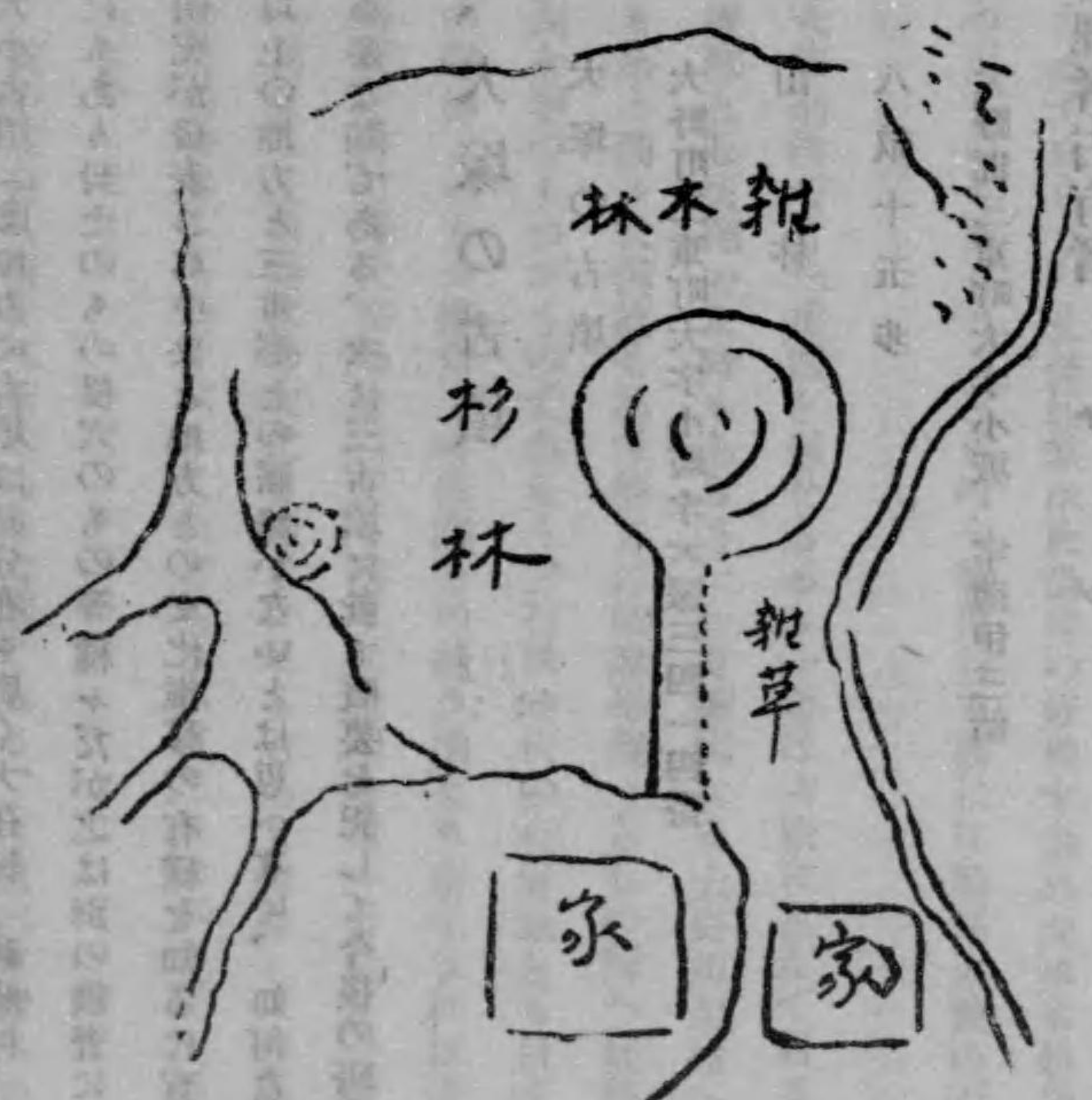
一、古墳時代の文化、就中注目し價すべきものは古墳である、三重郷方面に於て今迄知られた古墳としては瓢形のもの三基、横穴のもの數十個ある、此等三基の封土ある墳は此地方古墳時代文化のそれを語るものであるに拘らず今迄餘り世間に紹介されて居ないから形式の上から又他地との聯絡などは判明しないが北海道郡北部一帯に残れる大小古墳（此地方の古墳は其分布も廣く大在村、神崎村、小佐井村、丹生村等に亘り尙一尺屋沖合の島などにもあり封土のもの横穴のもの等種々だが之は別の調査に譲る）が畿内文化との或る關係をも暗示するとの研究が發表され中央と地方との文化推移の有様を知るに有力な資料として學界の注目を受けて、ある今日、以上の地方と三重郷との脈絡がないとは思へない、如何なる系統を有するか如何なる相違があるか等極めて重要な點である、次に三古墳に就て概要を記して今後の研究に便することゝしたい。

1、大塚の古墳

- 一、名稱 大塚の古墳
- 二、所在地 大野町三重町大字小坂字大塚三四一四番
- 三、地目 山林
- 四、地積 八畝十五歩
- 五、所有者 大野郡三重町大字小坂 宇薄伊三治
- 六、所有者外管理者占有者 ナ シ
- 七、工作物其他の物質、形狀、構造、大小、數量



一、江州其地之神異、諸山、大小、遺址
 二、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 三、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 四、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 五、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 六、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 七、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 八、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 九、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址
 十、河内、其地、神異、諸山、大小、遺址



字大塚は高臺であつて頗る眺望に富んだ土地である、古墳は宇薄家の裏山一段高い區域の一角に在つて墳に接して杉の密林がある其の東方に南面して瓢形古墳がある前方後圓の形式は明かに存在し後圓の全徑十間、高さ三間位で後圓の東の一角が少し殺がれて居る前方は東部と南方の端とが著しく破壊され南の角は直に崖に接し現在の長さ四間許り横中央に於て二間許りて前方後圓を通じて全長十四間位で餘り大きなものではないが以前は尙一間餘長かつたものと想像がつく此墳上には雑木が密生して居る。

八、現 状

本墳は字大塚の高臺の一角を占め三重郷平野を望む好適の地を占め築造當時は相當の規模なりしも年代を経るに従ひ自然部分的破損を爲し前記の如く原形と變つたものとなり殊に前方部の東側なる平地を均して數年前家屋を建設した事もありその際前方部の封土を掘り切つた爲め一層破壊が甚しくなつた。

九、由來傳説。十、徵證物件等

本墳に就ては直接傳説等はないが「大塚」といふ地名に依つて見るも昔から相當の古墳として重んぜられた事も判り、古老の傳へに依れば本高臺から遙かに望む「道の上の大古墳」と一直線に對峙して居るのは兩墳が關係あり當郷を支配せし豪族の墳であらうといふ事である又本墳より西方三十間許り離れた處に塔塚のあとらしい盛土が残つて居る宇薄氏の語る所に依れば十數年前此臺地の下手から古土器を發掘したものがあつたは所在も判らず形式も知れぬが相當古いものであつたといふだけでも想像が出来る又北方に當る共同墓地か

ら土人形が出たといふ事て或は埴輪に屬するものではあるまいか、果してさうとすれば重要な資料である墳の周囲には所謂川石が數多散亂して居るがその他の出土品はまだ發見されて居ない周りの濠もあつた形は認められない主要部を發掘したら何等かの資料も出るだらうが今は單に此附近唯一の瓢形古墳として注目すべきのみである。

十一、指定の理由

三重郷に於ける前方後圓式古墳の參考資料として又本郷に在る他の同種の古墳との比較上重要な遺物て假令原形をそのまゝ存して居ないとしても他日重要資料を得る事もあらう中央との關係變遷等を知る上に於て保護して置くべきものであらう。

十二、保存方法等

八、本墳は宇薄家の所有なれば保護方を託し濫りに破壊しない事とし標木等を建て、置けば足る。

□、赤嶺の古墳

一、名 稱

赤嶺の古墳

二、所在地

大野郡三重町大字赤嶺字道の上七九九番

三、地 目

山林

四、地 積

四反歩

五、所有者

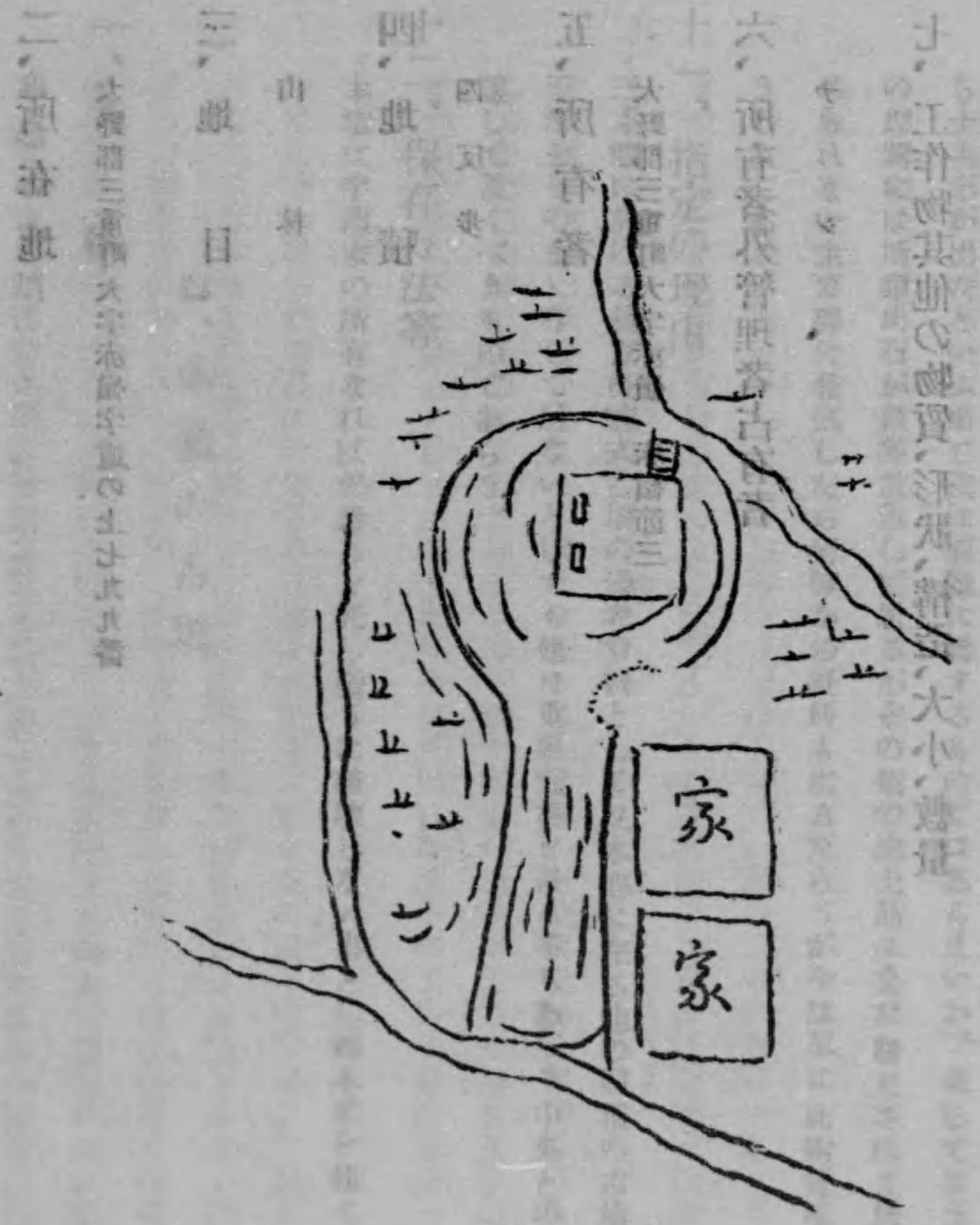
大野郡三重町大字赤嶺 赤嶺節三

六、所有者外管理者占有者

ナシ

七、工作物其他の物質、形狀、構造、大小、數量





二、河 沿 此

三、殿 目

四、此 塚 存 在 跡

五、此 塚 存 在 跡

六、此 塚 存 在 跡

七、此 塚 存 在 跡

八、此 塚 存 在 跡

赤嶺の古墳は雄大な姿を地上に横へ大野郡内に在つても大古墳といふてよい、縣道から田圃道を辿つて數町行くと一段高くなつた平地の一角を占めて居る本墳も多少原形を損し、後圓部東側の一部を切り落して直ちに家屋を建てられ前方部南の端も亦切り崩され直下が道路となつて居る、一間半乃至二間位尙長かつたものと思へる、後圓部直徑十二間許り高サ三間半(現在)前方現在十五間許りの瓢形墳で以前は全長三十間以上もあつたものと思はれるが、全体の形は長柄式の先きの方が聊か廣かつたものゝやうである。

八、現 狀

前記の如く各所を掘り取つた爲め原形を失つた上に後圓部の頂上を平坦にし數尺を低くめ金毘羅祠を安置し北方に三十段許りの石礎を墳に沿つて築いて居るが、以前は此墳上一帯に雜木密生せるを數年前皆伐り拂つた爲め外觀はよく判るやうになつた、周圍の濠の跡は現在は見受けられぬ、墳の附近二帯も畑となり道路となり、或は雜木林や竹林となり昔の形を知るに苦しむ。

九、由來傳説。十、徵證物件等

本墳に對する傳説等は存しないが昔から丁寧に保存され金毘羅祠をも祀つた位で此祠の南に並んで一基の古墳があり、元は前方部の南の端に建てられて俗に「虎御前塔」と稱したもので正安二年の銘がある、之は古墳

と関係のあるのではないが、古墳以後此邊の文化を知る一證とも見るべく、又本墳の西北方に往古大寺あり地名にも「寺の出口」とか「カキ内」とかの字も残り、又四五丁隔てたる所に妙淨庵、仙藏坊と稱する庵もあつたと傳へられ大塚に行く途には經塚と稱する盛土もある、此等も古墳と直接關係はなく時代も違ふが古昔此地一帯が文化的に發展した事のある一證と見られ、寺の盛時には此古墳の地域も取り込んで保存されたてはなからうか、依て思ふに北海道郡北部龜塚などを築造された前後のもので、此附近相當權威ありし豪族の墳であらう、本墳も未發掘に係り出土品の状態が判らず只築造に使用した川石が発見さるゝ位で、外形上前方後圓墳中大野郡内でも代表的のものである事は首肯される。

十一、保存の理由

以上の如く大塚の古墳と相對峙した點も研究に値すべく三重平野の一角に雄大の姿を示し此程古墳を除き多く發見しない、此地に於て蓋し重要な資料を提供するものといふべく更に發掘調査の機に備ふべく此儘放置する事を許さぬ、若し個人有なる爲め開墾其他破壊さるゝに於ては研究上の大損失を來すもので、今の内に相當保存の途を講じ置くべきものと思ふ、或は只單に新奇のものとか變れる形式のものとか、一部分に重きを置き普通のものに對して輕視するものもあるが本墳の如き假令他の古墳に比し何等新奇の資料なしとするも中央文化との脈絡の上から又隣接地との系統から種々の資料を提供する一の楔子ともいふべく此意味に於

て保存の急を痛感する。

十二、保存方法、費用等

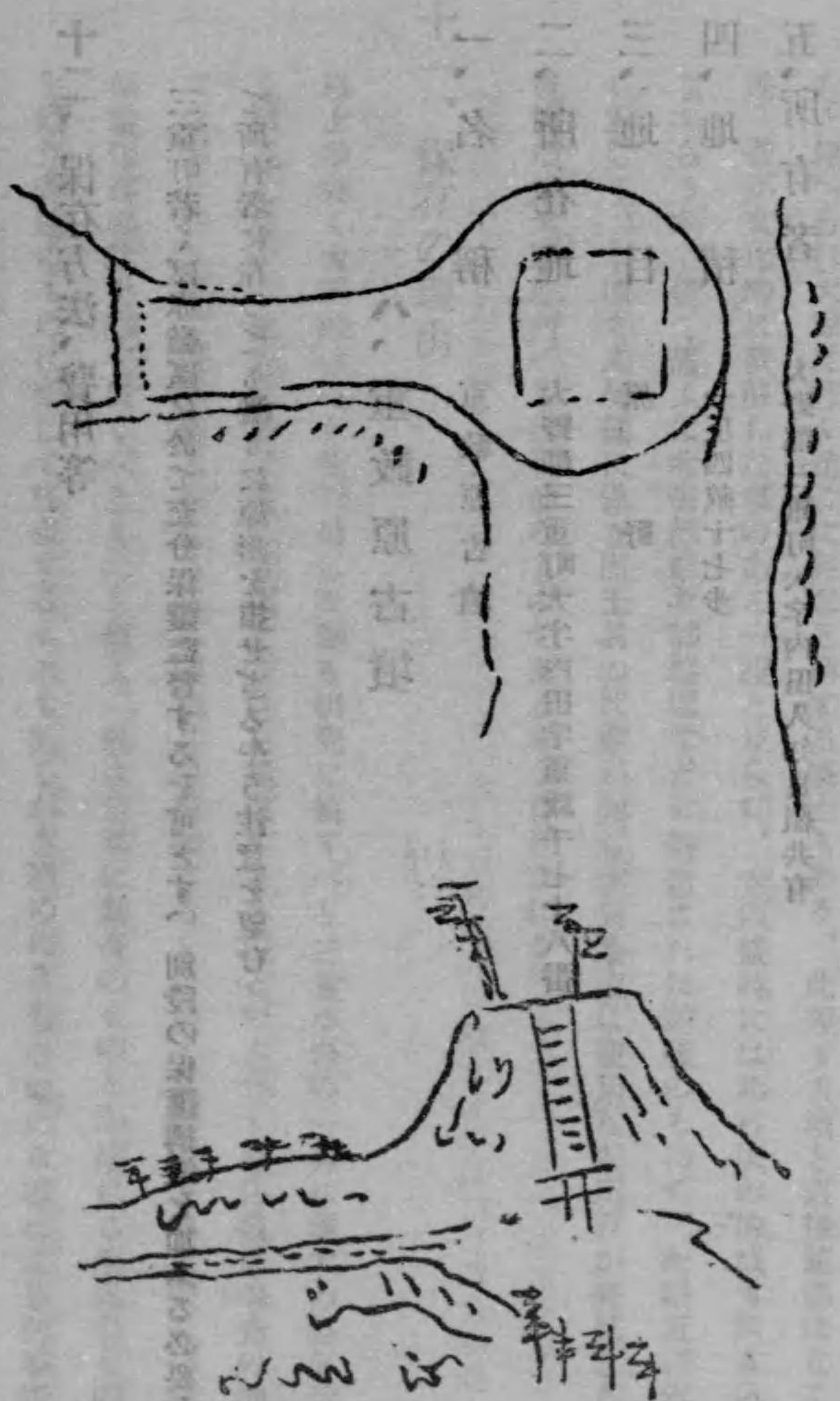
三重町若くは赤嶺區に於て充分保護監督するを可とす、別段の保護構造を加ふる必要を認めないが標木を建て所有者に在つても濫りに原形を損せざるやう注意を望む。

ハ、重政原古墳

- 一、名 稱 重政原古墳
- 二、所在地 大野郡三重町大字内田字重政千七十八番
- 三、地 目 原 野
- 四、地 積 一反四畝十七步
- 五、所有者 大野郡三重町大字内田久知良組共有
- 六、所有者外管理者占有者



七、工作物其他物件の物質、形状、構造、大小、數量



市場より三重川を渡り東方に在る臺地の一部に在り、前方後圓式なるも著しく原形を損し全長約十七間、後圓平坦部四間位で西向きに築造されて居る。

八、原 状

後圓部の頂上を平坦と爲し四間四方位の廣さで金比羅祠を安置し前面に石段をつくり其下前に鳥居を立て、あるが前方部も封土大に減じ低く、つた形跡あり其の右方は道路で墳上には小松や雑木が生ひ茂り前方の端の區劃も判明せぬ位であるから鳥渡見ると圓塚か前方後圓かを疑はしむるも能く見ると前方部が不完全ながら存する事を察知するに足るものがある、右方は道路に沿つて崖となり左方も傾斜して居るから濠を廻らした形跡は認められぬ。

九、由來傳説。十、徵證物件等

戦國時代廣瀬重政なるもの此附近に居住した爲め重政原の名も出たとの傳説あるも勿論墳とは關係はない、本墳に就ての傳説は一も残つて居ない、西南役の當時戦死者を埋むる爲め此墳の一部を掘つた際管玉等を發掘したと三重町古老が傳へて居る、而し其出土品は何處に在るか不明なれば何時の頃のものが斷定は出來ないが古墳中の埋藏品なる事だけは想像出来る。

十一、指定の理由

本墳の規模は餘り大ならず又原形をも著しく損せるも三重郷に於ける現存三古墳中の一として其の位置其形
狀等參考に資する價值あり他の二墳の研究を爲すには見逃す事の出来ぬものである。

十二、保存方法費用等

幸に久知良組の共有なれば保護監理を依頼し今後濫りに形を損毀しないやう注意を爲し標木等を建て、置く
べきである。

今回の調査は單に外形的の一部に止まり發掘其他の資料を得る事が出来なかつたのは遺憾であるが主要の
紹介に止め追て専門家の詳細調査の機あらんことを希望して已まない。

二、經塚臺の概観

三重町大字秋葉字經塚といふ所がある、三重町と新田村との境界附近の臺地て今は大部分耕地となつて居るが中
に竹林や雜木林が残り流石に古代民族の住居した面影をも窺う事が出来る、此臺地に經塚と稱するもの三箇所あ
り一坪許りの盛土を爲し上には板碑に似た碑を建設してある、鳥渡見ると古墳の如くであるが所謂名の如く經塚
であらう、此臺地より石斧、石七、石鏃等の石器が多數發掘され又土器の破片や管玉等も發掘し土器は幾何學的

の紋様あり皿の完全なものもあり現在古墳の存するものなきも發掘物に徴して石器時代から古墳時代に亘る遺蹟
地たる事も知るに足るものあり隣接せる新田村方面からも石器を往々發掘した等遺蹟地として研究を要する重要
な地域である。

ホ、赤嶺の古塔

一、名 稱 赤嶺の古塔

二、所在地 大野郡三重町大字赤嶺字宮畑一四六二番

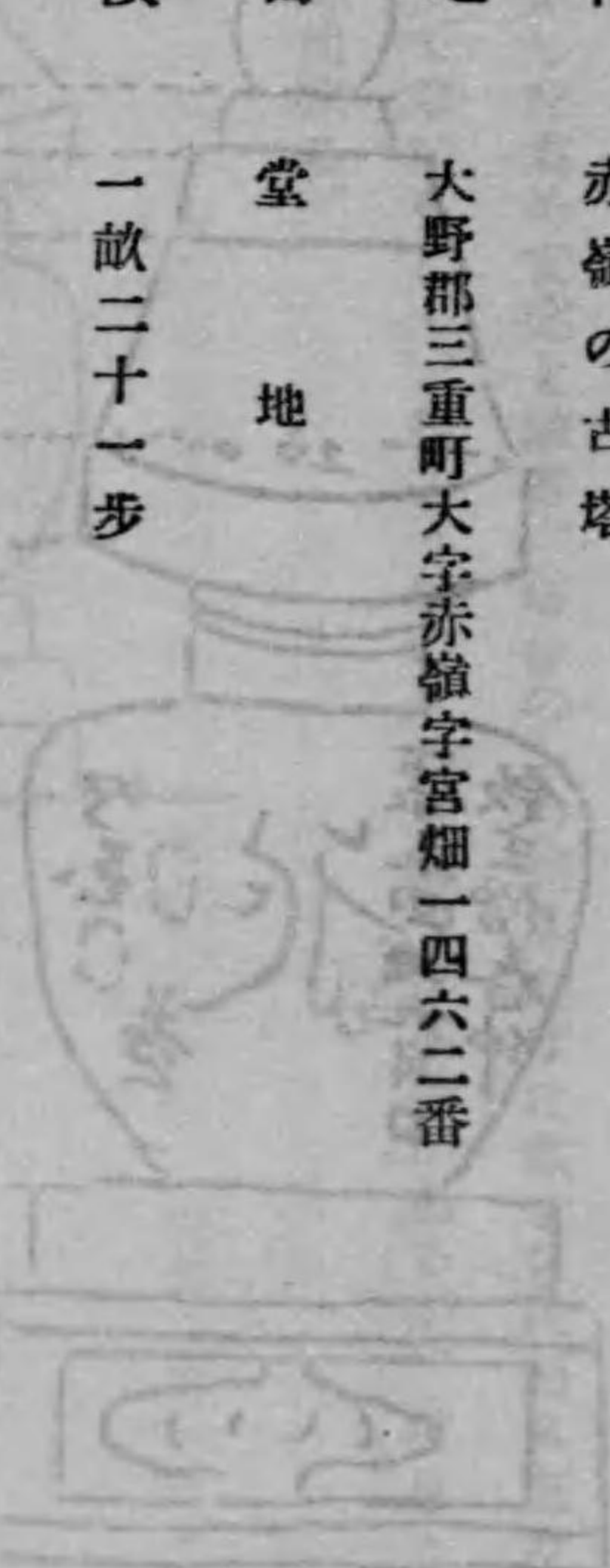
三、地 目 堂 地

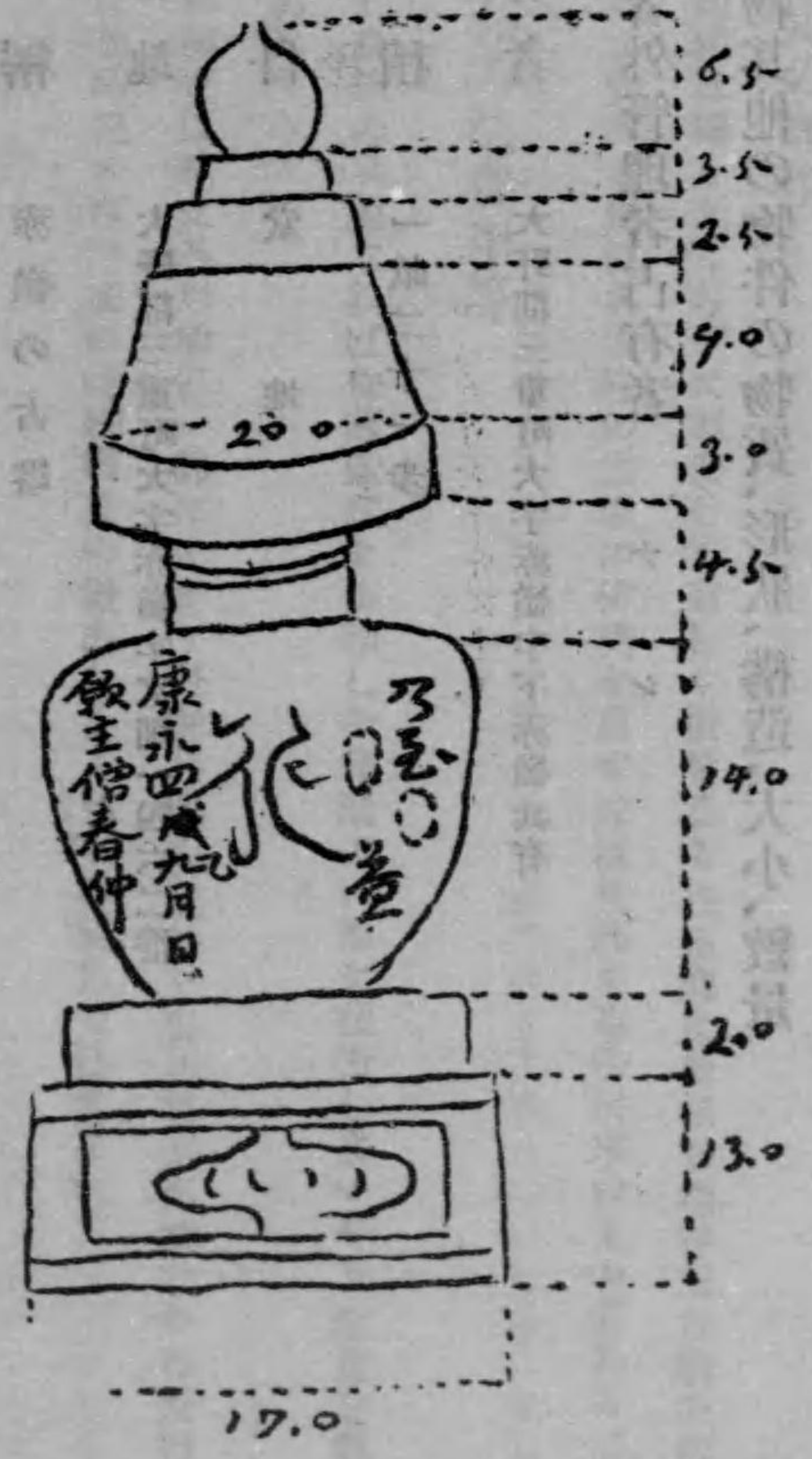
四、地 積 一畝二十一歩

五、所有者 大野郡三重町大字赤嶺字下赤嶺共有

六、所有者外管理者占有者 ナ シ

七、工作物其他の物件の物質、形狀、構造、大小、數量





右
左
ウラ

郷社市邊田八幡社境内に在り、神殿の右方に阿彌陀堂があり、その右方一帯に新古大小の古塔群衆し、内総高五尺七寸位の五輪塔の一基がある、各部の寸法等は前圖の如くであつて塔身は壺形を爲し、例の國東塔と似通つた所もあり、四面に梵字を深く刻み正面の右方に「乃至益」の字が僅に讀まれ中央梵字、左方には「康永乙九月日願主僧春仲」とある、康永は北朝光明帝の年號で（乙酉とすれば康永四年で此年貞和と改元、南朝後村上帝興國六年に當る）今から五百八十年前に當る。

八、現 狀

塔の臺座動搖した爲め安定を缺き、塔身の上の笠は危げに載せられ而も左方一角に缺け落ち空輪などは元より此塔のものでないらしく、後より他のもので残つた形跡があるが、塔身と臺座は元のもので當時の形式を髣髴する事が出来る。



現在の狀況

尙附近には多数の塔あり、中樞八角にて六地藏と左右に閻魔像を刻み笠も臺も角なるものあり、又笠も臺も圓形のものもあり、又四角の石の四面に佛像を肉彫とし、中央より割れ一面の左に年號らしきものあるも判明せず、其他各時代の碑が數多あり、佛教盛時の面影を偲ぶに足るものがある。

九、由來傳説。十、徴證物件等

本塔それ自身に就て別段の傳説はないが、市邊田八幡社は「建武三年乙亥佐伯某が肝付兼重を日州に討つて利あらず、因て高知尾の神に祈る遂に戦つて大に克つ、某其驗あるに感じ歸て後則ち祠を立つ此也」と豊後國志にも記し、郷中の古社で昔境内に神宮寺あり、神社を監理して居たもので阿彌陀堂も此神宮寺のものであつた、從て此等古塔も佛教崇敬の跡を知る資料である。

十一、指定の理由

現在大破損し塔身以外完全なるものもないが、大体に於て五輪形の塔として塔身の形細部の手法等を想見する事が出来る上、明に南北朝時代の銘文が残つて居るのは珍とすべきものである、元來大野郡内に於ける金石文の研究は大に興味あり又意外の事實を発見する事があらうと思はれる、他の區域に比し郡内金石文は割合に研究調査が進んで居ないが、今迄発見されたものうちでも既に重要な資料あり、内山観音内南朝文

十、保の古塔、淨蓮寺内文中の碑、緒方村天授三年の板碑、三重町新藏院内にある二個の文明九年の塔、同市場某氏の井戸より發掘せる建武年間の碑。菅尾村宇對瀨に足利時代記號の碑二基、柴北村には南朝正平の鳥居井田村の鳥居、上井田村早尾原の曆應の塔、野津市には元享記號の三連の板碑等數多あり其の形式に於て其の時代に於て佛教傳弘の跡を知る上に又南北朝時代の向背の關係を探る資料としても重要な地歩を占め大友氏の一族にして南朝方となり北朝方となり互に對峙した事は史實に明かて彼の大渡の激戦等は當時を偲ぶに足るものがあり兩者が大野郡を中心として争奪を續けた事もあるから此地方に残れる遺蹟殊に金石文が單に佛教の發達史の上許りてなく權威者と佛教との關係をも知る資料の一たるべく降て足利時代に於ける當地方文化のさまをも察知するに足るものあり、三重町附近で慶長以前の銘文あるもの三四十以上に達したるより見るも此等南北朝時代の塔は假令一基たりとも價値は充分にある。

十二、保存方法等

神社境内と接し區の共有地なれば附近を整備し原形を此以上損しないやう注意し周圍に柵でも設くれば足る
一、名、土稱
二、祠、式、社へ、道の上の古塔

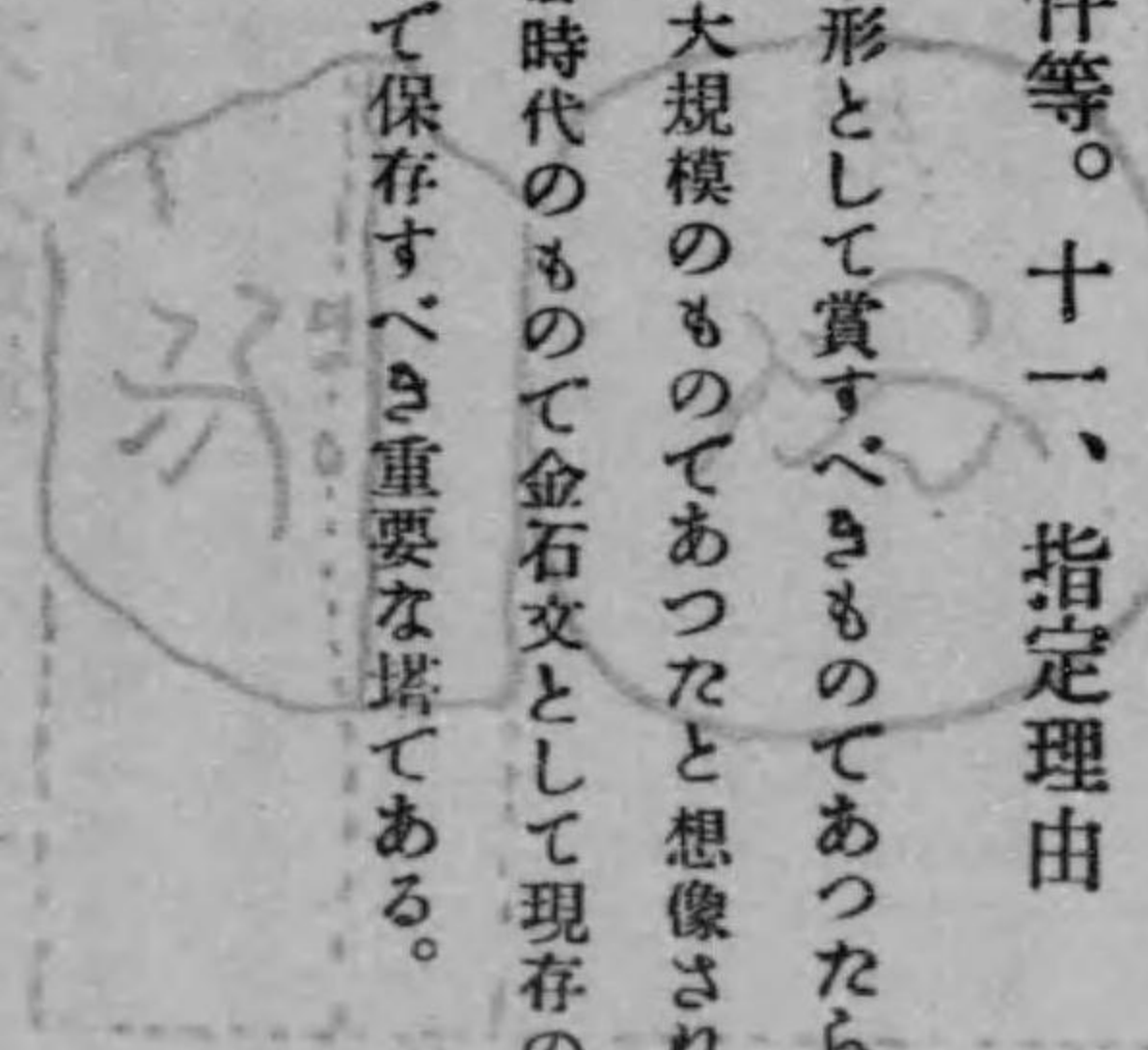
道の上飄形古墳後圓部の頂上に安置す元は古塔前方部道路に接した南端に在り俗に「虎御前塔」と稱し來りしものを此處に移し金毘羅祠奉祀の際其の左側に置き後ろの石垣に接近したる爲め臺石の裏面の梵字は見えない現在五輪の各部缺損し笠、塔身、臺座の三つのみを重ねたれば原形と相違したのは勿論双輪や蓮座に相當するものなく總高二尺八寸位なるも臺座の下は地中に入り居れば尙高かつたものであらう三部とも各面に梵字を刻したるは珍とすべく其字も肉太く深く刻し八寸許りの大さであるが記號の正安二年は後伏見帝の時代で今から六百二十五年前に當る。

八、現状。九、由來傳説。十、徵證物件等。十一、指定理由

現在前記の如く原形を大に損し居るも以前は塔形として賞すべきものであつたらう、古墳の項に記した如く此附近に其巨刹あり庵の名なども残つて居る位大規模のものであつたと想像され此塔も關係のあるものである事も疑なかるべく且つ正安二年と云へば鎌倉時代のもので金石文として現存のものでは古い方である此等の點から又前記赤嶺の古塔の所に記した理由等て保存すべき重要な塔である。

十二、保存方法

古墳保存と同時に監視せしむるを便とす。



名	稱	所在地	地目地積	所有者	工作物・現状	由來傳説等
直入、玖珠、日田、三郡	史蹟	直入郡菅生村大字今字宮の元四四五番	畑地、一反三畝十歩の内	直入郡菅生村副田すき	畑の中約二坪の地を劃し臺石を積み文政中治部卿正三位藤原朝臣直直(富小路)の書にて景行天皇行宮の址と題し石碑を建立しあり、附近に瀨皇を祀る	豊後風土記に「彌野昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛、名曰打猿、八田國磨侶三人、天皇親欲伐此賊、在茲野、勅歴勞兵衆、因謂彌野是也、建碑の地行宮の址なりと云傳ふ
景行宮址	全部城原村大字城原字礎一七〇三番	社地、七畝歩	全部城原村城原八幡神社	城原八幡神社の旅所(神幸地)にして行宮址の記念碑建立しあり	景行天皇土蜘蛛征伐の時行宮の址なりと云傳ふ	
七つ森古墳	今郡菅生村大字戸上字國方二四三番	山林、四反五畝歩	全村菅生村大塚國人外八人	何れも圓形古墳にして現在六個を存す	叢林の間に點々散在す	

郷分石	鬼ヶ城古墳	角埋城址	珍珠郡森町
全郡萬年村 大字塚脇字 舟岡山一〇 二七番	全郡森町大 字帆足字平 田山一九八 〇番	大字森二〇 九八番の一	森市街の西北にあり 山勢急峻にして樹木 鬱茂し本丸二の丸三 の丸の舊址を存す
畑 十七七歩	山林 三畝九歩の内	山林 十二町一反 七畝歩の内	圓形古墳にして塚穴 なり羨道幅廣きとこ ろ五尺五寸高さ七尺 玄室幅五尺八寸高さ 八尺五寸
全郡萬年村 飯田安太	全郡東飯田村 帆足三八	珍珠郡 森町	久壽中鎮西八郎爲朝城 塞を築きたる址なりと 弘安以後森氏の居城た り天正十四年島津氏の 大軍を落し角埋城を の城を森五郎左衛門鑑 高之に據り善く拒く薩 軍遂に抜く能はず豊臣 秀吉九州に下るに及び 遂に圍を解て去る
天然の平面石にして 堅三尺、横四尺ありて 面に四條の線ありて 五區劃を爲し居りて 畑の畦畔に平面部を 出し埋めあり	周圍は杉の造林あり塚 上には雜木叢生せり	傳に曰く寛平三年少納 言清原正高罪あり豊後 介に左遷せられ郡内北 山田村戸畑に館す子政 道郡頭となる政道五子 あり嫡を長野太郎助道 と云ひ次を山田次郎通 成、飯田三郎通房と云 を古後四郎通房と云ひ	季を野上五郎兼繼と云 ふ五子郡内を分領す郷 分石は此時郡内分割の 基石と爲りたるものと 云傳ふ

久津媛古墳	鏡坂	山林	日田郡日田町 草本モト
全郡三芳村 大字日高字 會所山	日田郡高瀬 村大字上野 字鏡坂四〇 七番	山林 拾貳歩	同郡三芳村 村社 會所神社
六反參畝貳 拾歩の内	山林 拾貳歩	圓形古墳 塚上に松樹一本あり	豐後風土記に曰く「昔 者總向日代宮御宇、大 足彦天皇征伐球磨贈、 於凱旋之時、發筑後國 生葉行宮、幸於此郡、 有神、名曰久津媛、化 而爲人、參迎辨、甲國 消息、因斯曰久津媛之 郡、今渦日田郡者訛也」 此古墳を久津媛のもの と傳ふ
久津媛古墳	鏡坂	圓形古墳 塚上に松樹一本あり	豐後風土記に曰く「昔 者總向日代宮御宇、大 足彦天皇征伐球磨贈、 於凱旋之時、發筑後國 生葉行宮、幸於此郡、 有神、名曰久津媛、化 而爲人、參迎辨、甲國 消息、因斯曰久津媛之 郡、今渦日田郡者訛也」 此古墳を久津媛のもの と傳ふ

瑞巖寺の石佛	石井古墳	七つ塚古墳
瑞巖寺の石佛 木字二日市 六三三番	同郡五和村 大字石井字 迫	同郡三芳村 大字日高字 法恩寺 全郡三芳村
宅地 十五坪	畑 貳坪	山林 (一)壹畝歩 (二)(三)壹反 十八歩 (四)壹反壹畝 十五歩 (五)壹反歩 (六)壹畝九歩 (七)五畝二十 七歩
官有地 但約二十戸の部 落にて保存及奉 祀を爲し居れり	同郡五和村大字 石井區共有	日田郡三芳村 (一)石松八郎 (二)(三)(六)石松 邑太 (四)石松浪藏 (五)中島藤兵衛 (七)本川新
岩壁に庵を取りつけ 高七尺一寸横十九尺 四寸奥行五尺二寸の 祠堂を設く	塚穴 岳腹の南面を削りて 岩盤を露出したの法 尊を彫刻す (中央)不動明王(高 七尺五寸五分) (左右)制吒迦(高六 尺四寸) 矜羯羅(高六 尺四寸) (兩側)持國天(高七 尺六寸) 多門天(高七尺)	圓形古墳 七箇所にあり
	圓形古墳なるも單に石 柩のみ存在し全部露出 せり	叢林の間に點々散在せ り

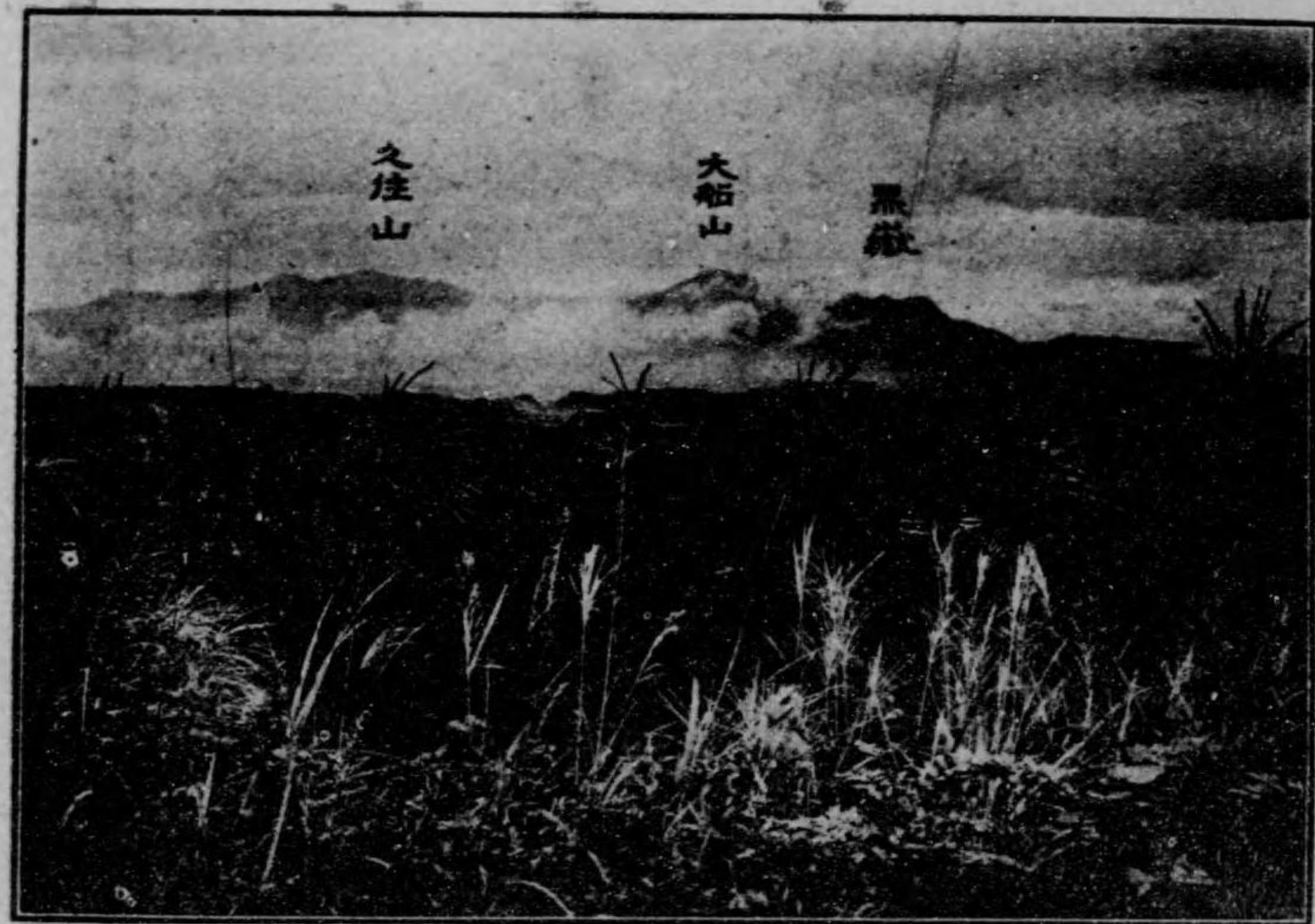
小所内新市	瑞巖寺の石佛	山手公園	瑞巖寺の石佛
小所内新市 大字日出堂 瑞巖寺	瑞巖寺の石佛 木字二日市 六三三番	山手公園 大字日出堂 瑞巖寺	瑞巖寺の石佛 木字二日市 六三三番
官有地	畑	山林	山林
官有地	畑	山林	山林
岩壁に庵を取りつけ 高七尺一寸横十九尺 四寸奥行五尺二寸の 祠堂を設く	塚穴	圓形古墳	圓形古墳
	圓形古墳なるも單に石 柩のみ存在し全部露出 せり	叢林の間に點々散在せ り	叢林の間に點々散在せ り

○直入、三郡名勝

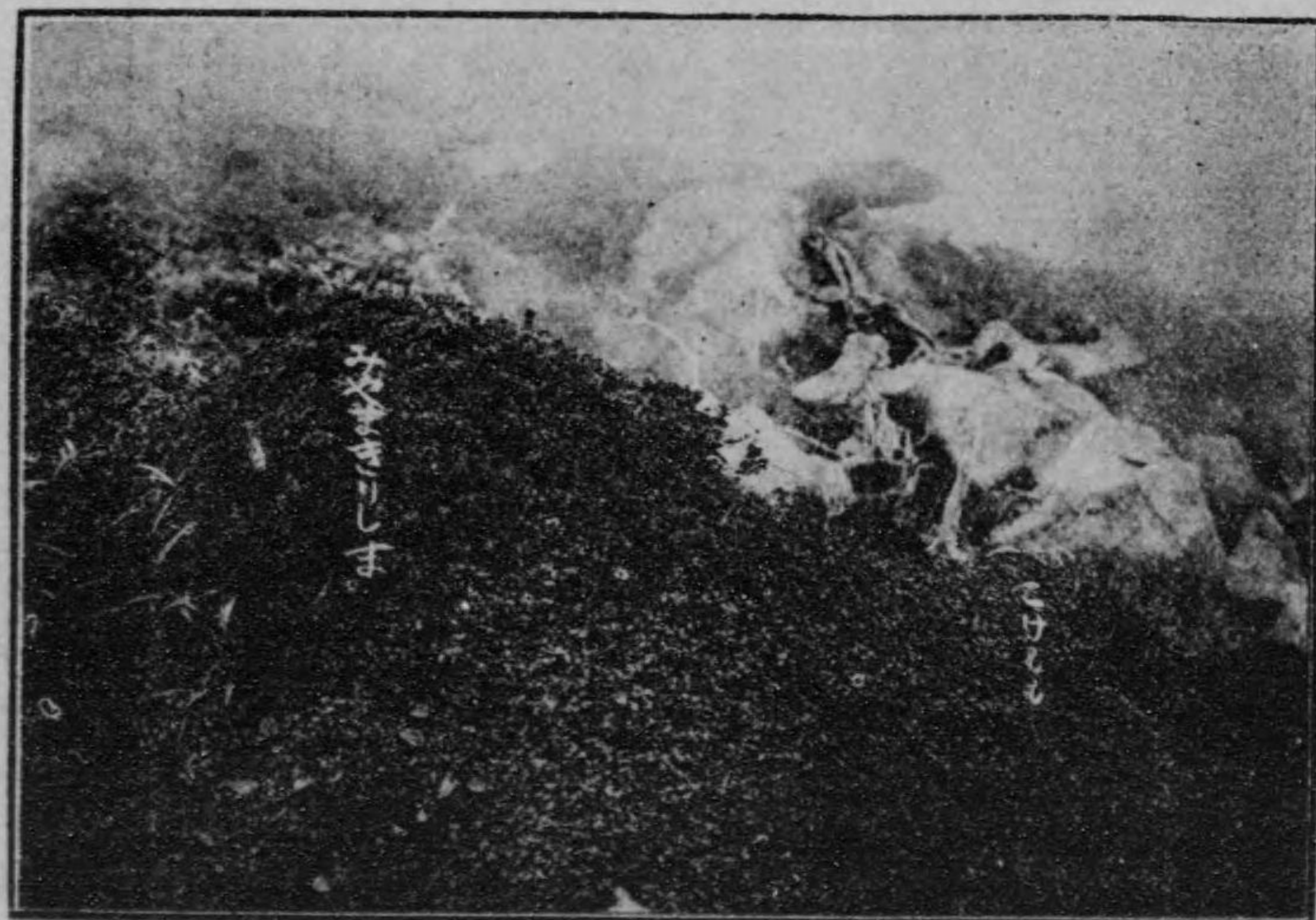
委員 日名子太郎

名稱	所在地	地目、地積	所有者	備考
魚住瀑布	直入郡竹田町大字竹田川筋住大野	河川 約壹町歩	官有地	大野川の上流にして阿藏吉田の二流を合して直下する所高數十間幅八十間、雌雄の二瀑あり、雄瀑は東面し奔流放逸大素練を懸るか如く、雌瀑は西面し奔流碎飛の光景は真に壯觀なり。別して八條の飛泉奔流するの光景は真に壯觀なり。
山下公園	同郡玉來町大字拜田原字鳥越壹六番	公園地 七百五拾坪	官有地	元祿十一年七月藩主中川久通此地に別業を營みし所に於て舊地山下の御茶屋と稱せり、園内に松杉檜の老樹鬱蒼として繁茂す、背後の山上に中川神社あり、瀧祖を祀る。
納池公園	同郡久住町大字久住字宮脇九三四番	公園地 九段六畝五歩	官有地 久住町長に於て管理す	池中より清水湧出し大小の島嶼あり老杉森々として池塘を繞り極めて出遊なり三伏の極暑の候と雖清涼膚を透り爽快云ふべからず、園内に納池神社あり水波賣命を祀る。
小河内瀑布一名	玖珠郡森町大字日出生字瀧ノ口	河川 約壹町歩	官有地	石飛川の下流にあり懸崖壁立高さ數十間、水勢極めて盛にして鞋々の聲地に震ひ破砕雪崩る、が如く真に壯觀を極む、拜み石に登れば眼下に深淵を湛へ水煙連りに下り凄氣肌を迫り長く居る能はず、宇佐郡境界附近にあり。

名稱	所在地	地目、地積	所有者	備考
西椎屋瀑布	同郡南院内村大字西椎谷に近きを以て西椎屋瀑布と稱せり	河川 約壹町五反歩	官有地	瀑布の形状新月の形状を爲せり依て如上の名懸り白馬碧潭に跳る頗る壯觀なり
三日月瀑布一名魚返瀑	同郡北山田村大字戸畑	河川 約壹町五反歩	官有地	森町大字岩室宇青野より流る、河川及附近の岩窟より湧き出る清水により瀑布は數ヶ所に分れ、其高さも五間にして低きもの一間半なり、樹木鬱蒼として繁茂し、奇石の間、景色多種多様な加ふるに水極めて清冽、盛夏と雖此地に臨めば肌を粟を生ずるを覺ゆ、實に絶好の避暑地なり
内帆足瀑布	全部森町大字森字内帆足	河川 三反歩	官有地	森市街より北二里にあり東南は斷崖に圍まれ北は谷の廣さ約一町歩にして西は杉の植林あり、巨石の間に點在し、梅樹十餘株あり、一幹の老樹は樹枝屈折して地上に至り根を生じ、更に葉繁茂せるもの四枝あり、東西二十間南北二間の根脚屈し、臥龍の天に昇るが如き状を爲すもの、梅樹も皆數十年を経たるものなり、花季は露間一面花を以て埋められ、異香馥郁として天に馨む。
梅ノ木谷 臥龍梅	全部森町大字日出生字梅ノ木谷三五八〇番	山林 五町歩の内	但大字日出生字字十區共同管理	森市街より北二里にあり東南は斷崖に圍まれ北は谷の廣さ約一町歩にして西は杉の植林あり、巨石の間に點在し、梅樹十餘株あり、一幹の老樹は樹枝屈折して地上に至り根を生じ、更に葉繁茂せるもの四枝あり、東西二十間南北二間の根脚屈し、臥龍の天に昇るが如き状を爲すもの、梅樹も皆數十年を経たるものなり、花季は露間一面花を以て埋められ、異香馥郁として天に馨む。

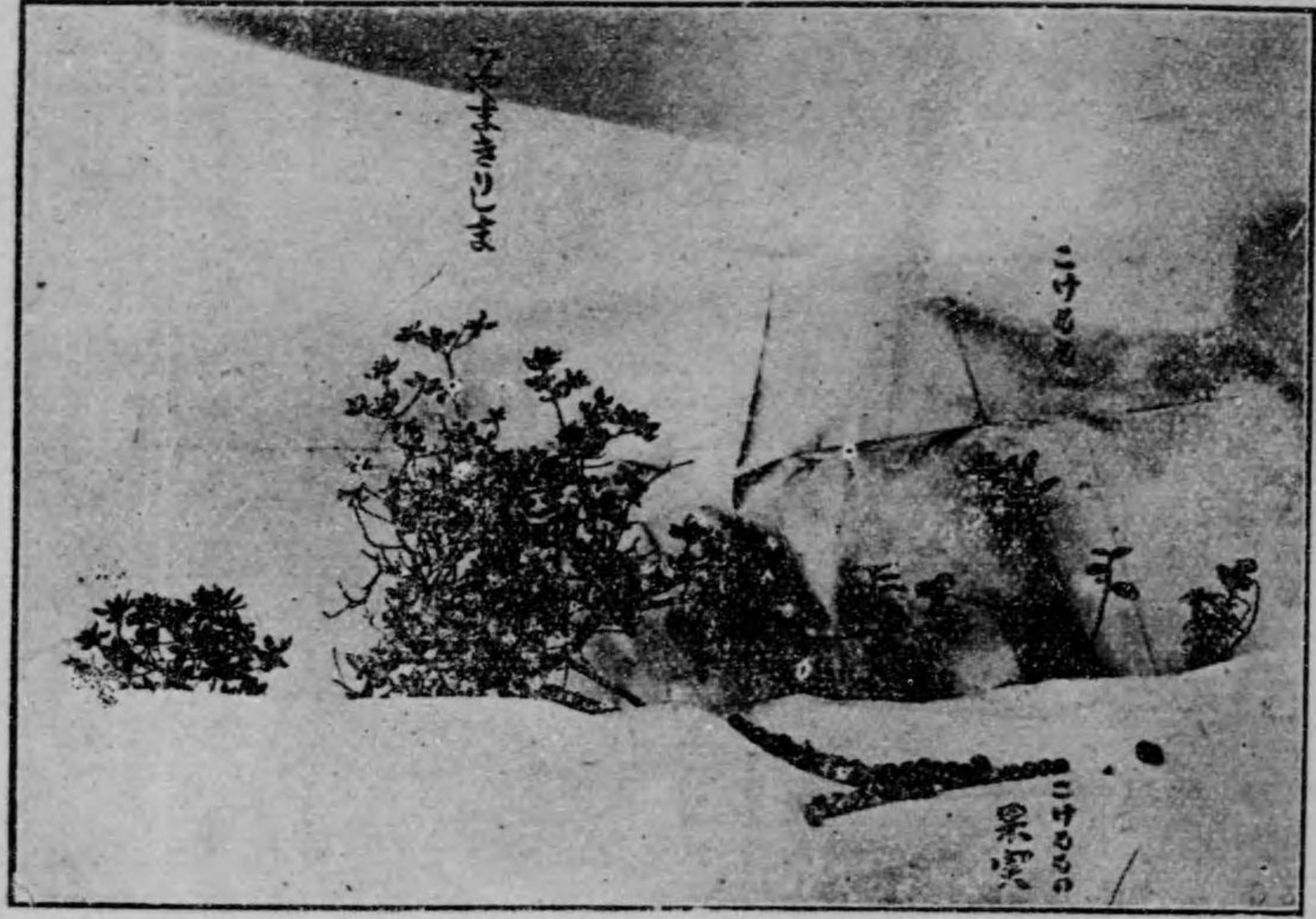


第一圖 秋の九州アルプス



第二圖 久住山絶頂附近に於ける
「みやまざりしま」「こけもも」との
自生状態

月隈公園	龜山公園	奇麗谷
全部日田町 大字北豆田	日田郡日田 町大字庄手 字日ノ隈	全部森町大 字森字西奥 山五三六五
山林 三千百五十坪	山林 六千坪	山林 六十七町九段 三畝歩ノ内
日田郡日田町	日田郡日田町	玖珠郡森町
丸山又は永山と呼び樹木鬱蒼たる丘陵にして 蒼翠鬱々しべし頂上に宇迦之御魂神を祀る慶 長六年小川壹岐守光氏古城を改築して之に居 りしが後荒廢に歸す。	三隈川の中央に峯せせる丘陵にして月隈又は 龜翁山と呼び蒼翠鬱々として四顧の風光頗る 佳なり頂上に日隈神社あり後醍醐帝補正成を 祀り園内に公衆運動場あり夏李には林間學 校の設けあり水泳場として賞せられ天然の娛 樂の地なり豊西記に曰く初め山上に 寺あり眞光寺と云ふ文祿三年豊太閤宮本長次 郎をして日田郡令となす寺を竹田に移し初め て此に城を築き慶長二年毛和伊勢守高政村を佐 伯に受け日田郡令とせしめ此に居ること五年黒田 家臣栗山備後之に代る寛永中城竟に廢す。	鹿倉の分水嶺より西北森町字西奥山と八幡村 との町界にある溪谷にして約三里の間河底平 坦砥の如く只三四ヶ所に高さ二ノ戸三ノ戸を なす所あり土地の人は之を一ノ戸二ノ戸三ノ 戸と稱す溪流極めて浅く足面を濕すに至らず 潺湲として日光に映るときは美觀譽ふるに も楠の花満開し秋の楓葉霜に染むときは天地共 に燃ゆる許りにて稀に見る絶景なり。



第三圖 久住山の「みやまさりしま」
の小なるものと「こけもも」とを抜
き放ち寫して其の形を示す



第四圖 大船川の「みやまさりしま」

○「みやまさりしま」 其の一（久住山の部）

一、名稱

「みやまさりしま」

委員 山本 義光

二、所在地

大分縣直入郡久住町及全縣玖珠郡飯田村に跨れる久住山の山腹より絶頂に至る。山腹は六合目（見當四千二百尺）位より點々存在すと雖も、最も多きは八合目（見當約五千尺）位より以上の箇所なり。而して久住町側の方に多し。

三、地目

原野

四、地積

見當約千六百七十町歩

五、所有者

國有地

六、管理者

竹田小林區署管轄

七、形狀、構造、大小、數量

外觀により之を三様に區別して左に記す。

- (A) 樹幹大にして丈高さもの、樹圍七寸以上のものは其數少しと雖も四五寸以上のものは甚だ多し。此もの丈之に適ひ他の灌木と共に斷崖絶壁人跡容易に至らざるの邊にあり。
- (B) 原野に釜を伏せたるが如き形にて存在するもの、此型をとるものは樹幹概ね大ならず、莖枝土中より簇出し其全形半球狀をなす。各半球の直徑概ね數尺、(廣きものは面積二十疊以上に及び半球狀ならずして恰も厚き敷物を展べたるが如き觀あり)、此もの原野に基布し分布廣大にして當山「みやまさりしま」分布區域の大部分に亘る
- (C) 「こけも」と共に混在し廣き區域に連續するもの、丈僅かに數寸、之が「こけも」と共に混在密生して歩々其上を踏むの狀恰も芝生の如し。一區域にして連續面積二十町歩に亘ると註せらるゝの箇所さへあり。分布亦狭しとなさず。

八、現狀

發育生茂の狀况良好なり。而して當山の直入側は當山の玖珠側に比して此植物の豊富なるを見る。小林區は之を管理して其掘採を禁ず。但野燒によりて舊枝枯死し其株よりの新芽の簇出によりて其原株を存續するの部分を目撃せり。

九、從來の狀態

前記小林區の禁制あるまでは之が掘採の量蓋少からざりしと云ふ。

十、指定の事由

「みやまさりしま」は九州特有の植物にして特に火山地方に能く發育し、温泉岳、霧島山、阿蘇山、由布岳等にも之ありと雖も、久住山彙のもの分布廣大發育良好、加ふるに大分縣は今や鐵路三線開通の日近きにあるを以て、其曉に至らば直入、玖珠は交通至便の地となるべく、久住山彙附近には法華院、七里田、湯の原湯坪、釜の口等の諸温泉及寒の地獄の冷泉等散在し、正に別府、耶馬又は阿蘇山の奥座敷然たり。加ふるに盛夏の涼味と久住山彙上の眺望とは以て避暑客、登山者等を漸増せずんば止まざるべし。此時に當り此地點

に於て人智開發、國粹保存に有意義なる此植物の保存をなす事は正しく社會人心を益し國家に良影響を與ふるものたるべし。依て當山の「みやまさりしま」は後に述ぶる所の「こけもゝ」及大船山等久住山麓の「みやまさりしま」と共に指定の必要あること甚だ明なり。若し此儘に放置したらんには遂には此粹を失ふの時あらんか。

附言 久住山は又實に九州屈指の高峯にして其植物に至つては九州殊に阿蘇火山脈の代表者として見るに足るべきものたるのみならず、分布上頗る注目し値するものさへありて之を同時に保存する事を得ば其裨益更に又大なるものあるべし。

十一、保存の方法

小林區及全地方民と共に之が採取を嚴禁するにあり。

十二、保存の方法に對する費用概算

九州山地代表植物及別節記する所の「こけもゝ」の夫れと合せて一ヶ年金貳拾五圓となす

十三、其他參考となるべき事項

- 1、當山の東南麓に當る裾野には廣大なる區域を有する縣種畜場あり。
- 2、又北麓には有名なる硫黃製鍊所あり。
- 3、東南麓裾野なる納池公園内には杉の大樹あり、周圍最大なるもの二丈五尺二寸より數へて周圍一丈五尺九寸に至るもの十五本計りあり、丈之に適ふ。
- 4、久住町久住神社には周圍最大なるもの一丈五尺六寸より數へて周圍一丈三尺一寸に至る間の杉十六本計りあり、丈之に適ふ。

納池公園の杉、久住神社の杉、共に翠滴るが如く樹勢頗る旺盛なり。

- 5、久住山腹なる猪鹿狼寺跡の本堂には大杉三本あり、一は周圍一丈六尺二寸、他も亦之に近し。
- 6、久住町郵便局長工藤元平氏は久住山の紹介に熱心なるの人なり。
- 7、久住山内の「みやまさりしま」「こけもゝ」の調査に便する爲、附近地所の字名番地等左に記す。

三角點(最高峯)附近の原野は

直入郡久住町大字久住山四千〇〇八番地

原野 二千三百三十二町八反

池(山頂の)同 同 字久住山四千〇〇九番地

池 七反 歩

本山(久住より登山の時谷方に當る山)の谷間にある山林

○(同)同 字久住山四千〇十番

山林 二十一町歩

本堂附近(大杉のある附近の山林)〇八番

同 同 字久住山四千〇十一番地

山林 十六町歩

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

大分県直入郡野村大字久住山四千〇十一番地

○「みやまさりしま」 其二(大船山の部)

委員 山 本 義 光

一、名稱

「みやまさりしま」

二、所在地

大分県直入郡野村大船山の山腹より山頂に至る。其垂直的分布は大要久住山の夫の如し。而して殊に東南側に多し。

三、地目

原野

四、地積

見當約五百町歩

五、所有者

國有地

六、管理者

竹田小林區署管轄

七、形狀、構造、大小、數量

當山は久住山の廣大なるに比すれば全山の面積之に及ばず、從て「みやまさりしま」の分布面積も亦久住山のに及ばずと雖ども發育良好にして又能く纏りて存在し恰も大々的に「つゝじ」の公園を見るが如く、加之同山頂附近岩石の風致絶好、或は巍峨として天空に聳ち、或は自若として山骨を形成し、萬丈の絶壁、千仞の溪谷、僻ふるに物なく、之に配するに「みやまさりしま」を以てし、全く一大仙境たる事を失はず。本節に於ても便宜上、三様に分ちて記す。

(A) 樹幹大にして丈高きもの——幹圍一尺二三寸のものあり。七八寸に近きものは甚だ多く四五寸以下のものは其數を算せず。此もの多くは他の灌木（「やしやぶし」「だうだんつゝじ」「のりうつぎ」「ななかまど」「つくしやくなき」）等と共に存在し、斷崖絶壁の處殊に多し。然れども比較的容易に目撃し得るもの多く、分布甚だ廣し。

(B) 草原に釜を伏せたるが如き形にて存在するもの——此型のもの甚だ多し。全山草原にあるもの殆んど皆此型を取り、分布大區域に亘る。概して久住山の夫よりも一層丈高き半球形をなし、目立ちて著し。

(C) 大岩角を包めるもの——此植物が奇岩怪石の表面に沿ひて薄く廣がり恰も巖に苔のむしたるが如し。

八、現 狀

大要久住山の記事の如し。余は這般の調査に當りて絶壁上の一老樹が斧伐を加へられ恰も樹形をつくられたるが如きものを見たり。之れ恐くは園藝品となすの目的を以て採取準備の爲になせるものにはあらざるか。

九、從來の狀態

久住山の記事より考ふる時は當山も亦之と相似たるものならん。

十、指定の事由

大要久住山の記事に準ず。

十一、保存の方法

久住山の記事に準ず。

十二、保存の方法に對する費用

一箇年金貳拾圓とす。

十三、其他參考となるべき事項

(1)イ 大船山の「みやまさりしま」は古より既に該郷土の人より注目賞美せられしものなるべく、左の如き氏謠ありと云ふ。

(a) さても見事な前嶽つゝじ、枝は柚子葉は市村に、花は竹田の滑瀬に。

前嶽とは大船山の事、岡藩主中川久清の時前嶽を大船山と改稱せしものなりと云ふ。柚子、市村は共に此の附近にあり今にては部落名なり。滑瀬は竹田町の内にあり。

(b) 朽網名物阿彌陀が池に、しひたけ、つゝじに、しやくなんぎ、こかさつばたに、ふさねぜり、みおろすみかどのそばのはな、山の城にはねはやなぎ、嵯峨の天皇みささぎの、さつばりおされぬさくきりの、花のみやごじやないかいな。

□ 又大船山は萬葉集に出づ。

朽網山夕居雲 薄往者余者將戀名公之目乎欲。

朽網山とは大船山、黒嶽、久住山の總稱なりと云ふ。

(2) 久住山と三俣山との相接する谿谷にして大船山に近き地點に法華院温泉あり。疝癩に効著しさを以て著はると雖も山間の僻地なるを以て旅館は唯一戸あるのみ。館主弘藏孟夫氏は附近の地理に曉通し、又地方民間の人としては其地の植物分布に委しき人なり。

(3) 大船山の東北麓に當り黒嶽との境界に近き所(都野村大字有氏字大船山二ノ九七七番地)に大船山風穴あり。蠶種の冷蔵を以て著はる、此風穴は都野村字岳麓寺、木下羊三氏が多年の辛苦熱心を以て明治三十七年七月廿七日に發見したるものにして、穴内夏季猶結氷を見る(此結氷は毎年十一月中旬の頃より新氷を生じ、毎年十月末の頃まで存在す。其間氷の最も多き時期は毎年三月初めより八月七旬までなりと云ふ)之亦地方的好記念所たるを失はず、同氏も亦附近の地理に精通し地方民間の人としては全地植物の分布に委しき人なり。

(4) 大船山東南麓、都野村七里田温泉附近なる宮所野神社に大杉あり。周囲最大のもの二丈五尺五寸のものより數へて一丈二尺に至る間のもの當社の境内に十七本計りあり。丈よく之に適ひ樹勢甚だ盛なり。

(5) 都野村字岳麓寺、朽網三河之守の墓地に「朝鮮つばき」(其樹種を精査するの暇なかりしを以て其地にての呼稱のまゝを記す)の大樹あり。周囲七尺八寸を算す。

△ 附 記

145
126

九、從來の状態

記すべき程の事を聞かず。

十、指定の事由

「こけも」は有名なる高山植物なること茲に喋々するを要せず、此もの九州に於ては唯久住山彙にあるのみ、以て保存の要を知るべきなり。

十一、保存の方法

久住山の「みやまさりしま」に準ず。

十二、保存の方法に對する費用概算

久住山「みやまさりしま」の條にあり。

十三、其他參考となるべき事項

久住山彙には此山以外に「こけも」の生ぜる所ありと雖も天然紀然物として指定するには「みやまさりしま」保存の序を以て當山のものを之に充つるを最良とす。

145
126

終